



東京都大田区蒲田
5の10の2
全日本港湾労働組合機関紙
(毎月1日発行)
一部20円 (組合員の購読料は組合費の中に含む)
発行責任者
真島勝重



大会議案特集号

ては、詳細は別冊の「一般活動報告書」に収録してあり、第39回中央委員会で事前討議資料として配布したので、その要点を記載しました。

1 冬季一時金闘争

(1) たたかひの経過
①各地方は、第2回中執で確認した昨年同季の率・額を上回る要求設定を行い、1月上旬に要求書を提出しました。

地方要求額	要求額
要求提出日	回答指定日
北海道	分会ごと
分会ごと	分会ごと
東北	3・5ヶ月
10月18日	10月24日
日本海	70万円
11月2日	11月29日
関東	平均85万円以上
10月25日	11月9日
東海5支部	58万円以上
11月6日	11月16日

2017年度の 主なたたかひの 経過と総括(案)

I はじめに

全港湾は第87回定期全国大会で決定した2016・17年度運動方針及び第88回の補強にもつき、①新自由主義による規制緩和、競争社会に反対し、貧困をなくし、格差社会を是正する、②港湾産業、運輸産業における産別運動を強化するとともに、企業の枠を超えた地域運動、国際運動と連携し、中小企業労働者と非正規雇用労働者の立場から労働運動の再建をたかかう、③平和憲法の改善を許さず、反戦・平和、社会保障の充実、人権擁護、脱原発と環境保護をたかかい、働く者のための政治を実現する、④大衆路線にもとづいて職場闘争を強化し、活動家を育成し組織の強化拡大を勝ち取ることを基本に2017年度における多くのたたかひを取り組みました。

構築するとし、6月には遠隔操作RTG導入度としています。更には、港湾労使における支援策を検討するとし、AIターミナルに独禁法問題があります。現在、労働委員会へついで政府の未来投資会議(議長・安倍首相)の斡旋を行いなから産別労使交渉における現状において、システムの構築を2020年度の課題など、次年度に向けて努力したI

II 2017年秋年末闘争

2017年秋年末闘争の経過と総括について

運動方針の提案にあたって まず、「運動の基調」を読もう!

中央執行委員長 松本耕三



今の日本での「詰め込み教育」で退屈な暗記ばかりさせられてきた反動で、もう、勉強はたくさんだという意識からの文字離れもある。新聞を読むのもおっくうなのに情勢を読むのは大変だという。

地方オルクの時、若い組合員から「運動方針はむずかしい、読むのが大変だ」という話を聞いた。普段の作業では文字に接する時間も少なく、最近ではスマホでのSNSの普及で、書類での文字を読むことが少なくなっていることもあるのだろう。また、

運動方針は、「運動の基調」がすべてである。約1ページに満たない文章だが、全港湾の二年間の取り組みが理解できる。まずは、そこだけを読んでほしい。

要約すると「①規制緩和、競争社会に反対し、貧困をなくし、格差社会を是正する。②港湾産業、運輸産業における産別運動の強化、地域共闘、国際連帯、中小労働

者、非正規労働者の立場での労働運動の再建。③反戦平和、社会保障、人権、脱原発の取り組みと政治闘争。④大衆路線での職場闘争の強化と組織拡大」だが、この運動の基調をしっかりと読み込んでほしい。

冒頭の情勢は、「運動の基調」を実現するうえで、取り巻く環境がどうなっているか、簡単に言うと全港湾運動にとって、逆風かどうかという「運動の基調」をふまえた視点で読み直すことより面白い。主な闘争課題も「運動の基調」にもとづいて様々な課題の取り組みを記載してある。自分がかかわっているところから拾い読みしてもいい。産別の取り組み、反戦平和・国民的諸課題、政治闘争についても、全港湾はどのような運動を進めようとしているのかという基本的視点を持って見ていくとわかりやすい。ぜひ、「運動の基調」から読んでほしい。

さて、安倍総理大臣は就任以来、特定秘密保護法、戦争法制、共謀罪の強行採決など、これまでの平和主義の日本から戦争のできる国へと大きく舵を切ってきた。森友学園、加計学園の問題は、行政の私物化そのものである。野党からの追及には、嘘で固めた無責任な国会答弁しかおこなわな

い。過労死の拡大につながる「働き方改革」法案の強行採決、自民党の党利党略だけるの参議院議員定数の変更などやりたい放題である。安倍政権は、国会軽視であり世論に反する独善的運営を続けている。

外交でも、中国、北朝鮮を敵視し、戦争をおおることに終始してきた。南北会談、米朝会談など平和の動きへの対応もできず、トランプに盲従するだけで、東アジアにおける外交の力やの外に置かれている状況だ。

安倍政権を支えてきたアベノミクス「株高政策」も、先が見えてきている。「株高政策」を逆手にとって、外国ファンドは

ここ数ヶ月で一兆円もの株を売りつけて法外な利益を得ている。日銀は6月下旬だけで数千億円の公的資金で株を買い支えているが、株価の維持は困難な状況に陥っているといわれている。株高を支え切れな

くれば、安倍政権の支持率はひとたまりもなく下落する。いま、安倍首相にとって代わる野党がないなどとマスコミは報道するが、経済危機によって政治状況は一変することを私たちは10年前にも経験をしてきた。

大きく社会が変わろうとしている。政治が変わろうとするとき、国民の最大多数である労働者の声は反映されなければ、真の社会変革、政治改革は実現しない。全港湾の出番である。政治闘争を重視した運動方針を確立し、統一地方選、参議院選に勝利し、港湾の雇用職域の確保のためにかんば

ろう。

名古屋支部	分会ごと
10月25日	11月24日
関西	
阪神支部	90万円
11月6日	11月20日
大阪支部	90万円
11月7日	11月29日
神戸支部	昨年実績以上
11月2日	11月21日
築港支部	3ヶ月以上
11月7日	11月15日
建設支部	分会ごと
11月8日	分会ごと
四国	80万円
11月6日	11月24日
九州	70万円以上
11月6日	11月15日
沖縄	35割
10月30日	11月16日

② 回答状況及び妥結結果について
 12月12日の終報で、闘争分会321分会中261分会(81%)に有額回答が示され、その内265分会が妥結しました。回答額平均は482、839円(昨年同時期479、816円)となり、昨年実績を3、023円上回りました。妥結額平均は485、289円、率で1・72ヶ月となりました。職種別回答状況では、港湾の回答額平均が513、052円となり、昨年実績を4、789円上回っています。トラックの回答額平均は357、754円となり、昨年実績を1、277円上回りました。一般の回答額平均は428、713円となり、昨年実績を5、013円上回りました。

③ 港湾関係労働組合の回答状況
 i. 日港労連は、港荷部門・関連部門・全検部門において、全国一人平均450、123円(昨冬比プラス9、934円)で12月1日妥結しました。
 ii. 数労連は、全日検が全国平均で450、123円(昨冬比プラス9、934円)、日検が446、784円(昨冬比プラス2、624円)で12月1日に妥結しました。

iii. 検定労連は、海事組織は組合員平均720、000円で11月17日妥結しました。シンケン労組は、447、000円で11月24日に大筋合意しました。新日本検定労組は、770、000円で妥結しました。

iv. 全倉連は、秋年末闘争方式では、単純平均28組合、2・203ヶ月、平均回答額588、573円で加重平均610、712円(昨年比額マイナス7、485円)となっています。年間方式では、単純平均7組合、2・423ヶ月、平均額673、837円で加重平均2・775ヶ月、平均額798、012円となりました。

v. 大港労組は、船内平均500、000円(昨冬比プラス2、000円)で11月28日妥結しました。

vi. 全日通は、年間一時金で109万円(夏53万円、冬56万円)となっています。

④ 他団体の回答状況 12月13日現在
 i. 経団連は、11月6日の発表で927、420円(単純平均804、143円)となっています。
 ii. 連合は、12月4日第2回集計発表で月数2・34ヶ月、額で677、698円となっています。
 iii. 国民春闘共闘は、12月4日第3回集計発表で393組合での単純平均月数(一組合あたりの平均)は2・10ヶ月で、前年同時期2・12ヶ月と比べマイナス2・12ヶ月の微減となっています。また、金額回答のあった237組合での単純平均額は661、088円で、前年同期(692、953円)を31、865円下回っています。

⑤ たたかひの総括
 ① 到達闘争課題を重点に取り組みをすすめました。特に、定年延長(雇用延長)の課題では、65歳までの完全定年延長を新たに獲得した地方・支部はありませんでした。62歳など、段階的定年延長を獲得した地方・支部は一部でした。全体的には18春闘でのたたかひも含めて継続協議となりました。また、雇用延長制度における賃金獲得については、60歳定年時の賃金80%をほとんどの地方で獲得できました。労災企業補償の上積み課題では、16春闘段階で要求通り獲得した地方もありましたが、秋年末闘争では新たに獲得した地方はありませんでした。一部、8級から14級の部分で10%の上積みなど、部分的に改善に向けた取り組みはすすんでいます。労働時間短縮(分母改訂)や労災企業補償、定年延長等課題については、各地方・支部で個別企業間における企業間格差があり、制度・政策労働条件の獲得は地本全体の取り組みが求められます。

② 全国港湾の秋年末のたたかひでは、16春闘における「独禁法」問題が最後まで争点となりました。全国港湾は、「独禁法」を早急に解決させなければ秋年末始例外荷役には応じられないと、たたかひ姿勢を表明して交渉をすすめました。その結果、産別最賃(17春闘時)の上積み獲得や、秋年末始例外荷役に係る議事確認での12月31日の特別休日化、割増賃金・特別奨励金を含む回答を引き出させました。地区団交権の確立については、東三地区が16春闘時で一定合意されたものの、他地区では議論がすすんでいないのが現状です。今回の事案を契機に、他地区においても早急に協議体制を確立させる必要があります。

また、突如明らかになった韓進海運倒産問題では、日港協に対して雇用不安・問題が生じぬよう然るべき対策を取るなど、全国港湾はいち早く対策委員会を開催し、対応に出ました。全国港湾でも対象になりうる港の影響調査を行いました。今後の情勢を注視しなければなりません。

1 全産業の取り組み

(1) 連合の5月10日発表(第5回集計)では、すべての組合が月例賃金の「底上げ・底支え」、「格差是正」を目指しての取り組みと公表し、集計結果では平均賃金方式で6、061円、率で2・09%となり、昨年実績を255円上回りました。300人未満の中小組合では、平均4、942円となり、昨年実績を344円上回りました。「大手追従・大手準拠など、構造を転換する運動」の成果だと発表されています。	3月13日 全日通 11、000円(運輸労連平均) 1月13日
(2) 国民春闘共闘の5月28日発表では、単純平均で5、479円となり昨年実績を190円上回りましたが、全体として厳しい回答状況だと発表されています。	
(3) けんり春闘は、11月27日全水道会館にて「18けんり春闘」を発足しました。「働き方改革」に反対し、長時間労働の規制・同一労働・同一賃金の実現に向けてたたかひをすすめることを確認し、4月6日には、「18けんり春闘勝利!中央総決起集会」が銀座ブロッサムで開催され、各単組から闘争報告を受けて集会後にデモ行進を行いました。	

2 全国港湾加盟各単組の取り組み

(1) たたかひの経過	
① 各単組の要求は次のとおりです。	
全港湾	提出日 20、000円
日港労連	2月20日まで 20、000円
検数労連	2月7日 一律20、000円
海事検定	2月8日 16、377円(平均)
シンケン	2月21日 12、011円(平均)
大港労組	2月21日 20、000円
全倉連	2月23日 5%プラスα額

② 全港湾は、5月15日現在(最終集計)、一部の地方・支部で交渉継続中ですが、速報分会の9割、闘争分会の8割で解決しています。全闘争分会の84%に有額回答が示され、妥結額平均は3、773円となり、昨年実績を217円上回りました。速報分会では93%が妥結し、妥結額平均は4、059円となり、昨年実績を229円上回りました。職種別回答では、港湾が平均4、045円となり、昨年同時期を232円上回っています。トラックが平均2、472円となり、昨年同時期を150円上回りました。一般では、平均3、084円となり、昨年実績を122円下回りました。

③ 全日通は、賃金一人当たり5、260円、一時金は年間1、180、000円(夏580、000円・冬600、000円)で3月15日妥結しました。

④ 各単組の交渉経過及び有額回答としては、以下の状況です。

i. 日港労連は、3月14日第3回港荷労使交渉において、労側より「基準内5、500円以上の賃上げ」を表明しました。その後、各単組は3月31日を期限に確認作業(労使確認)を行いました。4月4日第4回交渉で「基準内5、500円以上」を確認し、妥結しました。

ii. 検数労連では、全日検が5月11日交渉で、全国平均4、227円(定昇含む)で妥結しました。日検は、5月23日に平均4、471円(定昇含む)で妥結しました。

iii. 検定労連は、4月25日、単組報告を受け妥結しました。海事検定が一人平均4、500円プラスα、シンケン労組が一人平均4、058円での妥結となりました。

iv. 全倉連は、5月9日現在、33組合に平均5、555円(2・16%)、

III 2018年春闘

加重平均で5,253円(1・94%)の回答となっています。

V. 大港労組は、3月28日統一団交において、各社とも5,500円を下限とした交渉をすすめ、4月6日第5回統一団交において各支部の確認が取れたことと妥結しました。

(2) 各単組の妥結状況は下記のとおりです。

2017年妥結額
2018年妥結額

全港湾
3、556円 5月20日
3、296円
日港労連
4、500円 4月6日
5、500円(以上)
検数
4、502円 4月26日
4、227円
日検
2、458円プラスα 4月26日
海事検定
4、900円プラスα 4月26日
4、500円プラスα
シンケン
3、911円プラスα 4月11日
4、058円
大港労組
3、500円プラスα 4月7日
5、500円(下限)
全倉連
4、842円(加重平均) 6月8日現在
5、555円
全日通
5、200円 3月16日
5、260円

5、554円などを目標にして、全港湾の現在41歳平均272、100円との格差、社会保障の負担増など、賃金の引き上げに最低限必要な額として「20,000円」を確認しました。

また、産別要求では、港湾産別最賃の引上げ、時間外割増分母(149以下)の到達への取り組み、65歳定年延長獲得の取り組みの前進など、賃金引き上げを基本とする18春闘のたたかう方針が討議されました。1月22日〜23日シンパレス日港福で開催された第39回中央委員会では、産別最賃の上積み、時間外割増分母改訂、65歳定年延長、労災企業内補償の上積みなど、各種労働条件の獲得に向け、「①賃金引上げ一律20、000円、②65歳定年延長」の二本柱とし、第1回統一回答を3月22日〜26日のゾーンを設定し、4月上旬の決着を目標に中央本部と地方本部、支部が連携して18春闘をたたかうことが確認されました。

各地方は、2月20日までに春闘要求を提出しストライキ権の確立確認についても、2月20日までに全地方で投票を実施し、全港湾の統一要求、全国港湾産別要求のどちらも95%超の高い投票率が確認されました。

③3月28日、第6回中央執行委員会は、統一回答ゾーンとして各地方の闘争経過が報告され、現時点では闘争分全体59%に回答が示されました。回答額平均では3、143円となり、昨年同時期を729円下回る結果でありました。

④港湾職種では、回答額平均3、586円となり、昨年同時期と比べて731円減となっています。トラック職種では、回答額平均1、760円となり昨年同時期と比べて628円減となっています。一般職種では、回答額平均2、143円となり昨年同時期と比べて1、430円減でありました。

⑤4月3日、地方代表会議を開催し、第4回までの中央港湾団交の経過を中心に、産別の取り組み方について討議しました。産別最賃の回答を拒むこと自体が産別否定であり、そのことに対したたかうのであり、4月8日のストライキ決行にあたっては中途半端に行動を取るべきではないとし、仮に全国港湾が提案する「労働委員会」に調停をするとしても、並行して行動をとるべきであるなど、中央港湾団交における日港協への追及を全国港湾に進言するとして緊迫な討議が行われました。

(2) 継続課題の取り組み

①定年延長の取り組みについては、18春闘で港湾産別闘争と同時に個別でも積極的に進めていく事を確認しました。「①65歳までの完全定年延長獲得、②段階的定年延長の獲得、③継続雇用制度の拡充」の3点を重点にたたかいをすすめました。

②18春闘では、四国地方香川県支部において、具体的な条件整備を継続交渉としながら、定年延長を勝ち取りました。

③北海道地方では、地本統一で「再雇用制度」の複数年契約を勝ち取りました。

④労災企業補償上積みの取り組みについては、各地方で継続して交渉をすすめています。

⑤全日検三労組は、統一課題を掲げて、個別で積極的に取り組み、①徹夜休カット②定年延長③産別協定の順守④時間外分母の改訂など各項目において一定の回答を引き出すことが出来ました。

⑥「指定事業体」問題では、日検協会は、日興サービス分会との労使関係を認めようとはしません。阪神支部、名古屋支部、東京支部による日検協会への抗議行動も随時行っていますが、日検協会は、相応の対応もせず不誠実極まりない態度を繰り返しています。日港協を巻き込んでの中央労使「4検協会」による産別としての要求に対しても、頑なに拒否しつづける始末です。日検協会に対しては、当該支部分会が引き続き、責任追及をするとともに、労使関係の明確化、協定の履行を求めてたたかっています。

(3) たたかいの総括

全港湾18春闘では、港湾産別闘争と連動させて、全港湾の個別賃上げ及び各種労働条件の引上げをたたかう方針で取り組みました。しかし、中央港湾団交において「産別制度賃金」の回答を獲る事ができなかったため、今春闘では、産別制度賃金の改訂には至りませんでした。中央港湾団交が緊迫する中で各地方は、港湾産別制度(定年延長・時間外分母改訂など)の獲得と合せて、個別賃上げのたたかいをすすめました。

港湾の取扱貨物は横ばい又は一部減少するなど、労働条件の向上を求める背景は六次大港、地方港ともに大変厳しい情勢でした。物流を取り巻く環境においても同様に、非常に厳しい中で、各地方は精力的に18春闘をたたかいました。社会保障や労働法制の改善、一方的な規制緩和など、働く労働者を覆う環境は目に見えて悪化していくばかりです。その中でも数字的には微増ですが、昨年実績を上回る健闘であったと言えます。

3 全港湾の取り組み

(1) たたかいの経過

①11月28日、第3回中央執行委員会において、18春闘方針案を確立するにあたり、労働条件調査のデータや交運労働が示す「ミニマム賃金水準・40歳29

1 要求と主なたたかい

夏季一時金闘争は、昨年同期の率・額を上回る要求を地方ごとに決定して要求することにしました。各地方は、要求を6月上旬に提出し、交渉日を設定して6月下旬を解決目標にたたかいました。

地方	要求額	回答指定日	春闘時
北海道	分会ごと	分会ごと	春闘時
東北	3ヶ月(分会ごと)	6月21日	35割
日本海	70万円	6月20日	
関東	85万円以上	6月15日	
東海5支部	昨年並み	支部ごと	
名古屋支部	92万円	6月22日	
関西	90万円	6月21日	
阪神	85万円	6月28日	
大坂	6月28日	昨年並み	
神戸	6月22日	1・7万円	
築港	6月21日	分会ごと	
建設	分会ごと	分会ごと	
中国	70万円	分会ごと	
四国	80万円	6月22日	
九州	90万円	6月25日	
関門	80万円	6月25日	
小倉洞海	6月25日	6万円	
博多	6月25日	3ヶ月以上	
長崎県	6月25日		

2 たたかいの結果

①7月13日最終集計の速報分会では、141分会中、133分会(94%)に有額回答が示されました。回答額平均は491、528円となり、123分会が妥結しました。妥結額平均は494、735円となり、昨年同時期を12、490円上回りました。

②全闘争分会では、324分会中、264分会(81%)に有額回答が示され、回答額平均は468、034円となり、250分会が妥結しました。妥結額平均は468、551円となり、昨年実績を9、435円上回りました。

3 他労組の状況

(1) 経団連の6月14日付け発表では、加重平均で967、386円となり、昨年実績を60、830円上回っています。

(2) 連合の7月6日付け発表では、加重平均で726、143円となり、昨年実績を49、433円上回っています。

4 全国港湾各組合の状況

①日港労連は、7月3日現在、継続して交渉中。

②検数労連は、全日検が全国一人平均405、875円プラスα、日検が全国平均456、930円プラスαとなり、7月3日に妥結しました。

③検定労連は、海事検定が720、000円で6月21日に妥結しました。(株)シンケンが396、000円で6月29日に妥結しました。

④全倉連は、7月3日現在で、加重平均4、043人(2・502ヶ月)、額で

IV 夏季一時金闘争

③3月28日、第6回中央執行委員会は、統一回答ゾーンとして各地方の闘争経過が報告され、現時点では闘争分全体59%に回答が示されました。回答額平均では3、143円となり、昨年同時期を729円下回る結果でありました。

④港湾職種では、回答額平均3、586円となり、昨年同時期と比べて731円減となっています。トラック職種では、回答額平均1、760円となり昨年同時期と比べて628円減となっています。一般職種では、回答額平均2、143円となり昨年同時期と比べて1、430円減でありました。

⑤4月3日、地方代表会議を開催し、第4回までの中央港湾団交の経過を中心に、産別の取り組み方について討議しました。産別最賃の回答を拒むこと自体が産別否定であり、そのことに対したたかうのであり、4月8日のストライキ決行にあたっては中途半端に行動を取るべきではないとし、仮に全国港湾が提案する「労働委員会」に調停をするとしても、並行して行動をとるべきであるなど、中央港湾団交における日港協への追及を全国港湾に進言するとして緊迫な討議が行われました。

(2) 継続課題の取り組み

①定年延長の取り組みについては、18春闘で港湾産別闘争と同時に個別でも積極的に進めていく事を確認しました。「①65歳までの完全定年延長獲得、②段階的定年延長の獲得、③継続雇用制度の拡充」の3点を重点にたたかいをすすめました。

②18春闘では、四国地方香川県支部において、具体的な条件整備を継続交渉としながら、定年延長を勝ち取りました。

③北海道地方では、地本統一で「再雇用制度」の複数年契約を勝ち取りました。

④労災企業補償上積みの取り組みについては、各地方で継続して交渉をすすめています。

1 要求と主なたたかい

夏季一時金闘争は、昨年同期の率・額を上回る要求を地方ごとに決定して要求することにしました。各地方は、要求を6月上旬に提出し、交渉日を設定して6月下旬を解決目標にたたかいました。

地方	要求額	回答指定日	春闘時
北海道	分会ごと	分会ごと	春闘時
東北	3ヶ月(分会ごと)	6月21日	35割
日本海	70万円	6月20日	
関東	85万円以上	6月15日	
東海5支部	昨年並み	支部ごと	
名古屋支部	92万円	6月22日	
関西	90万円	6月21日	
阪神	85万円	6月28日	
大坂	6月28日	昨年並み	
神戸	6月22日	1・7万円	
築港	6月21日	分会ごと	
建設	分会ごと	分会ごと	
中国	70万円	分会ごと	
四国	80万円	6月22日	
九州	90万円	6月25日	
関門	80万円	6月25日	
小倉洞海	6月25日	6万円	
博多	6月25日	3ヶ月以上	
長崎県	6月25日		

2 たたかいの結果

①7月13日最終集計の速報分会では、141分会中、133分会(94%)に有額回答が示されました。回答額平均は491、528円となり、123分会が妥結しました。妥結額平均は494、735円となり、昨年同時期を12、490円上回りました。

②全闘争分会では、324分会中、264分会(81%)に有額回答が示され、回答額平均は468、034円となり、250分会が妥結しました。妥結額平均は468、551円となり、昨年実績を9、435円上回りました。

3 他労組の状況

(1) 経団連の6月14日付け発表では、加重平均で967、386円となり、昨年実績を60、830円上回っています。

(2) 連合の7月6日付け発表では、加重平均で726、143円となり、昨年実績を49、433円上回っています。

4 全国港湾各組合の状況

①日港労連は、7月3日現在、継続して交渉中。

②検数労連は、全日検が全国一人平均405、875円プラスα、日検が全国平均456、930円プラスαとなり、7月3日に妥結しました。

③検定労連は、海事検定が720、000円で6月21日に妥結しました。(株)シンケンが396、000円で6月29日に妥結しました。

④全倉連は、7月3日現在で、加重平均4、043人(2・502ヶ月)、額で

683、549円となり、昨年同時期を3、016円上回っています。

⑤大港労組は、第3回統一交渉で、500、000円となり、昨年同時期を2、000円上回り6月29日妥結しました。

⑥全日通は、「夏・冬」型の交渉となり、夏で580、000円、冬で600、000円、合計1、118、000円で妥結しています。

5 たたかいの総括

2018年夏季一時金闘争は、大手組合が、40、000円から60、000円台と大幅アップを勝ち取りました。全国港湾加盟組合を含む夏季一時金闘争においても、港湾・物流経済の伸び悩みが心配された中でのたたかひでしたが、各組合において、粘り強い交渉の結果、昨年実績を上回る奮闘でした。

V 主な闘争課題の取り組み

1 合理化反対、雇用保障闘争

① 労働者供給事業について
 ①全港湾中央本部取得の下で15支部16事業所と、支部独自で許可を取得した6事業所合せて21事業所となりました。その一方、介護家政職支部金沢事業所が昨年9月で全港湾を脱退することとなりました。事業所拡大については、昨年10月に沖縄地本が新規許可を取得したのと、2018年7月の事業開始を目指して八戸支部で労供事業手続きを進めています。八戸支部が許可を取得すれば全体で23事業所となります。

②6月18日、第1回労供対策会議は、当日早朝に発生した大阪大地震による公共交通機関不通による影響で舞鶴支部、大阪支部からの参加はできませんでしたが、遅れて到着された委員もあり、会議を開催しました。会議では、新規事業所の準備状況や、労働局統計の事業実績の報告などが行われました。労供労組協第

35回総会で、議長に真島書記長、事務局次長に諸見書記次長、介護支部から横山書記長が引き続き信任を受けた報告を行いました。雇用保険法等の改正では、労働条件の明示、変更等による文書明示、賃金や就労時間など、事業者が科せられる義務事項が明確になるなど、法改正に伴う事業所運営の適正化と管理について確認されました。また、社会保険の適用に向けての話し合いがすすんでいる厚労省協議経過を報告しました。

(2) 労供労組協関係(労供労組協・秋の学習会)
 ①11月12日、13日に神奈川県内「マホバ」にて労供労組協・秋の学習会が開催されました。学習会では、「公務労供の可能性」と題して、現業(学校事務・清掃業務など)部門が民間に委託される動きのなかで、公務労供として労供事業の拡大・組織拡大への可能性が議論されました。また、港湾においても、港湾エリア内の食堂や休憩所等の警備や庶務など、民間委託されている事もあり、各組織における広域な労供拡大に繋がられるよう情報交換も含めて行うと確認されました。

②11月13日、労供労組協と労供大阪広域労組(全港湾・全日建連帯・建交労・自運労)との懇談会が開催されました。京都福知山でおこった日雇い雇用保険の不正受給問題を巡り、大阪(近畿圏内)における労供組合員の在籍証明(白手帳発行)手続き等問題について現地からの報告を踏まえ、中央行政に対する要請行動などの取り組み支援について協議がされました。

2 労災職業病防止と福利厚生充実

(1) 第1回中央労災職業病対策会議
 11月7日、8日、第1回労職対会議が第3回中央執行委員会の中で開催されました。各地方から、全国港湾から発信された各種荷役機器等の点検状況の報告や、労災

企業内補償上積み獲得状況などが報告されました。労災企業補償等の「協定書の統一化」、「自然災害も適用させるべきでは」との提案に、協定書の統一化については、モデル案の作成を検討する事や、自然災害も適用させる事については、各地方間で考え方に差がある為、研究していくことと議論しました。

(2) 中央労使安全専門委員会小委員会
 1月16日に2017年春闘協定に係る安全専門委員会協議事項について小委員会を開催しました。①熱中症対策、②フレキシブルバックによる液体輸送事故、③労働災害企業内補償の3点の労使協議課題と荷役機械(サイドリフター)不備を起因とする重大災害についての労使による緊急点検指示等について協議しました。

3 労働者の権利確立と組織攻撃に対するたたかい

(1) 沖縄地方沖縄セメント工業分会闘争(全国闘争)
 4月12日、東京地裁判決を不服として会社側が控訴した東京高裁判決が言い渡されました。地裁判決を維持する「請求棄却」でした。組合側は全面勝利を勝ち取りました。しかし、会社側は判決を不服として最高裁判所に上訴しました。5月に中央本部から真島書記長が現地沖縄に入り、沖縄セメント工業分会と意見交換や今後の対策について協議しました。

(1) 労働法制改悪反対の取り組み
 全労協を主軸とする「労働法制改悪阻止全国キャラバン隊」が発足され、全港湾も北海道から沖縄まで各地域で連帯して取り組みました。

4 国民的制度改革要求

(1) 労働法制改悪反対の取り組み
 全労協を主軸とする「労働法制改悪阻止全国キャラバン隊」が発足され、全港湾も北海道から沖縄まで各地域で連帯して取り組みました。

5 反戦、反核、平和と民主主義、環境を守るたたかい

(1) 第54回護憲大会への参加
 10月28日から30日、東京都内・日

本教育会館をメイン会場に開催されました。全港湾は関東地方を中心に、3日間を通して延べ27名が参加をしました。

(2) 第33回4・9反核燃全国集会への参加
 青森県で開催され、東北地方を中心に参加し、屋外集会からデモ行進を取り組みました。

(3) 平和といのちと人権を!5・3憲法集会への参加
 有明公園で開催され、中央本部要請と合わせ、独自に関東地方を中心に多数参加しました。

(4) 第48回食とみどり、水を守る全国集会への参加
 11月17日、18日、熊本県で開催され、九州地方を中心に参加しました。

(5) 脱原発の取り組み
 ①9月18日、「さよなら原発・さよなら戦争全国集会」が代々木公園で開催されました。東北地方50名、関東地方15名、中央本部4名で参加しました。大会全体では9、500名の参加となりました。

②9月30日、茨城県東海村臨界事故JC O17周年集会およびデモ行進が東海村で開催されました。全港湾は東北地方青年部27名を中心に、関東地方4名、中央本部1名、総勢32名で参加しました。集会全体は300名の参加となりました。

③3月13日から21日、脱原発フクシマ連帯キャラバン行動を取り組みました。13日から新潟県平和運動センターの案内で、柏崎刈谷原発施設を見学し、「巻原発闘争から学ぶ」として、当時闘争に関わった県教祖OBから、地域運動の重要性と必要性を説き、組織作りの難しさ課題など、貴重な経験談を聞くことができました。今年も新潟県を出発して福島県、茨城県、東京と、フィールドワークなどを通じながら、街頭での演説、原発「賛成・反対」など、幅広い意見を求める投票方式で街頭活動を行いました。今年も被災地地元東北地方青年部4名を中

心に各県を廻り、新潟では全港湾新潟支部青年部と合流連帯をし、茨城では関東地方各支部からの参加者と合流連帯をしました。団長には小名浜支部の丹野氏、副団長は全日建連帯が務め、3月21日に行われたさよなら原発1000万人アクションに合流し、1週間の行動報告を行いました。

④3月17日、脱原発福島県民大会が南相馬市で開催され、東北地方を中心にキャラバン隊も合流して集会に参加しました。

⑤3月21日、さよなら原発1000万人アクションが代々木公園で開催されました。雪が降る寒い中でしたが、東北地方32名、関東地方40名、中央本部5名が参加し、キャラバン隊と合流して、集会前にキャラバン隊総括集会も同時に開催しました。

(6) 反戦・反基地、戦争法に反対する取り組み
 ①10月1日、「原子力空母ロナルドレーガン横須賀母港化反対抗議集会」が開催されました。全港湾は関東地方10名、中央本部2名で参加しました。

②10月4日、「辺野古新基地建設反対集会」が日比谷野外音楽堂で開催され、関東地方2名を中心に参加し、集会後のデモ行進を行いました

(7) 5・15沖縄平和行進
 復帰45年・第40回沖縄平和行進が開催されました。三単産で95名(全港湾59名、沖縄地本20名、中央本部3名、全日建連帯6名、全国一般7名)が結果しました。辺野古新基地建設強行に対する県民大集会を控え、行進日程は2日間となり、初日の学習会から最終日の大集会まで全体で取り組みました。

(2) 名護市長選挙
 辺野古新基地建設反対の民意を掲げて三期目に臨んだ名護市長選挙は、沖縄地方本部を中心に取り組みましたが、自公政権による猛追に稲嶺陣営の力が及びませんでした。選挙後、沖縄防衛局は本年8月にも辺野古海上の本格的な埋め立てに着手すると報道があり、すでに強行姿勢を明確にしています。稲嶺候補の敗北は、11月に控える沖縄県知事選挙に影響を与えるのではないかと心配されています。

(3) 新潟県知事選挙
 東日本大震災「東京電力福島第一原発事故」の検証なしに、柏崎刈谷原発の再稼働はないと、明確な態度で2016年に当選した米山知事でしたが、自身の問題により辞任しました。辞任表明後6月10日行われた選挙では、原発ゼロを掲げた池田候補でしたが、自公政権・与党が推す花角候補に惜敗しました。原発再稼働は県民の65%以上が反対だとされています。新知事の態度次第では政策転換もあり得る重要な局面をむかえています。

VI 港湾労働者のたたかい

1 港労法対策会議

7月2日、港労法問題労使検討委員会が開催されました。2018年春闘協定にもとづき、①「港労法適用問題」、②「港湾倉庫」特定港湾倉庫」について、③所謂「日雇不使用協定」の履行について、3点を中心に協議を行いました。港湾における雇用・職域の重要課題として、引き続き協議を継続していくことを確認しました。

2 指定事業体問題

「指定事業体」問題では、中央団交におい

て幾度も指摘をするも日港協側はあくまでも個別労使問題として、積極的な関与を拒みました。当該四検査協会においても、組合側の要請に対して真摯に答える事なく、協議の申入れを拒否するなど不誠実な対応でした。しかし、18春闘中央港湾団交の結果、「指定事業体に関する共通課題について、検数・検定小委員会での協議を促進する」との回答を引き出しました。小委員会を直ちに開催し、指定事業体問題を根本的に解決しなければなりません。

3 交運労協海港部会

6月4日、海港部会が開催され、2018年度及び2019年度に向けた制度政策課題を協議しました。

VII 港湾の政策課題 (全国港湾)

(1) 18春闘・制度政策要求とたたかいかいの特徴

①全国港湾は1月24日、25日の第10回中央委員会で「①雇用基盤と港湾労働の安定、②船社のアライアンスの再編などによる港湾への影響に対する措置、③賃金・労働条件の向上に関する産別協定の改定について、④45Fコンテナの公道走行の規制⑤春闘協定等の産別労使合意にもとづく継続課題の解決促進」など、重要5課題の要求内容を確立し「2018年度産別労働条件及び産別協定の改定に関する要求書」を決定しました。

2月7日、第1回中央港湾団交で要求書を提出しました。組合側は、「独禁法を理由に産別最賃の具体的回答を拒否しつづけ、産別否定の態度」を繰り返す日港協に対して、「憲法に保障され、労組法で担保された中央港湾団交や産別協定は独禁法に問われない。」と強く主張し、日港協の態度を厳しく追及しました。しかし、第1回中央港湾団交では何ら具体的な回答は出ず、次回開催の日程だけの確認となりました。

②全国港湾は、3月7日に第1回中央闘争

委員会を開催しました。第1回、第2回の中央港湾団交における日港協の「独禁法を盾にした産別最賃の回答拒否・産別否定」の態度に対しては、厳しい態度で臨むべきであり、次回中央港湾団交の回答によっては直ちに「行動の自由を留保することなど、ストライキを背景とした追い込みをかけるべきだと討議されました。」

(2) たたかいかいの経過

①2月7日、第1回中央港湾団交で、組合側より18春闘要求を提出し、趣旨説明を行い、日港協側の回答を求めましたが、「本日は回答出来ない」として、第2回中央交開催日時の確認に留まりました。

②3月7日、第2回中央港湾団交で日港協は、「産別制度賃金について、独禁法に抵触する恐れがある考え方は業側として変わらない。組合側が言う、公正取引委員会の見解について業側は、①非公式見解であり独禁法上問題がないと判断するのは全く不十分である。②日港協が公正取引委員会に意見を求めるのはやぶ蛇であり、会員全企業の合意も必要であり、勝手に動けない。③会員企業からも日港協が公正取引委員会に赴く事は控えるべきである」と、全く一方的な解釈論に終始し、「今後も産別の統一回答はしない」と、頑なな姿勢を崩しませんでした。組合側は日港協の回答受け、一旦休憩を挟み意思統一を行い、業側見解の再考を求めるとともに「行動の自由」の留保を通告しました。

③3月14日、第3回中央港湾団交で日港協は、「独禁法問題について組合側との考えに開きがありすぎる。小委員会設置の上で具体的に協議したい」と提案してきました。組合側は、いまさら小委員会を設置してどうなるなどの反論を行い、一旦休憩を挟んで、日港協側提案を議論しました。その結果、小委員会において具体的に協議を進めていくよう進言し、日港協側提案を受け入れ、第1回

小委員会を3月20日、第2回小委員会を3月28日、そして第4回中央港湾団交を3月30日とし、小委員会構成を確認して、第3回中央港湾団交を終了しました。

④3月30日、第4回中央港湾団交では、日港協前労務委員長が冒頭に出席して「独禁法」問題に至る経過説明をしました。「料金WGの経過を国交省に報告したところ、このような協議や取り決めは独禁法に抵触するのではと、指摘を受けたこと。課徴金制裁を受ければ、港湾運送事業全体的売上は2兆円で、5年間利子など勘案すると6千億円にもなりかねない」と説明し、産別賃金の回答は全くできないとしました。組合側は、これ以上の進展がなければ、労働委員会での調整や幹旋など、第三者機関を使ってでも取り組むしかない。もし、組合側主張が認められれば、業側の汚点になるので、それ以上の労使対立が続けば社会的にもいい影響はでない。労使の将来を考えれば歩み寄って解決する努力が必要だと反論しました。しかし、日港協は、制度賃金の追認はできない。産別賃金は個別店社で合意できないとなっており、もはや日港協の問題ではないと、耳を疑うような回答をしました。組合側は、産別賃金は根幹の問題である。これが決まらなければ個別賃上げに多大な影響を与えることとなると更なる反論をして、4月8日24時間ストライキを通告しました。

⑤3月30日、第4回中央港湾団交の決裂にともない、全国港湾発第96号(18春闘中央港湾団交決裂に伴う実力行使の指示)が指示されました。併せて第4回中央闘争委員会では、今回の「独禁法」問題は、只単に、独禁法の解釈だけの問題ではなく、その事を理由と盾にした産別賃金交渉を行わない・産別否定、集団的労使関係の倒壊を狙うものであり、労働組合の根幹に係る危機的問題である。その事をまずは一般組合員に周知させて、18春闘のたたかいかいの重要性を理解

してもらう必要があるなど、積極的な討議が行われました。また、実際の行動となる場合、ストライキの除外を認めるのか、例外なしの全面ストライキで強固にたたかうべきかなど、地域の情報を共有しながら具体的な戦略についても討議されました。全国港湾は、18春闘「産別否定」を打破すべく、緊急に教宣「日港協は労働者の要求に誠意をもって答えよ！産別制度賃金は産別協定の根幹だ」を発行して、中央単組、各地区港湾は地域に戻ってオルグを強化しました。

⑥4月3日、独禁法問題を協議する小委員会が開催されました。日港協は、ストを回避するために修正回答を準備したいと説明しながらも、産別制度賃金に対する統一回答は何とも動かし難いと、産別否定論を変えようとはしませんでした。組合側は、労使の見解が一致しないのであれば、労働委員会でも白・黒つけるしかないとの考えを提起しました。

⑦4月5日、第5回中央港湾団交において、日港協側はこれまでの回答に修正を出してきましたが、「産別制度賃金」については、これまで通り回答を拒否しました。しかし、65歳定年延長問題では、2025年度までに65歳定年とする。但し、その実施時期や具体的方法等詳細については、各企業労使の協議とするなど、一部前進した回答を受けた事もあり、産別制度賃金問題を労働委員会に委ねる判断を出席者全体で確認し、18港湾春闘を終結しました。

(3) 妥結内容
協定書については、別冊の「一般活動報告書」を参照願います。

VII

海コン・トラック・バス労働者のたたかい

1 全港湾海コン・トラック・バス合同対策会議

(1) 海コン・トラック・バス合同対策会議

10月31日から11月1日にかけて、横浜市で開催しました。国交省総合政策課と貨物課担当官から、「総合物流大綱施策2020年」、「貨物自動車運送約款の改訂」について、施策の背景と今後の影響と可能性について講演を受けました。その後、意見交換を踏まえて、2018年国交省要請内容についての議論を交し、基本方針に沿いながら作成することを確認しました。

(2) 第2回海コン・トラック・バス合同会議
5月23日、24日、海コン・トラック・バス対策合同会議を開催しました。23日、対策会議委員から継続して提起があった「海コンとトラックを分けた形での会議の開催」について、「トラック労働者の意見交換」と位置付け、集中して討議しました。各委員からの意見をまとめ、次回開催については「トラックの末端組合に対するオルグであったり、足元の課題であったり、自ら取り組むべき課題を探索する方向性、イメージで日を分ける、分散会、時間を分るなど創意工夫をして開催をする。」として確認しました。24日、国交省要請行動として、各地方での要請行動内容を踏まえ、国交省側と意見交換、要請内容に対する回答を求めながら制度の改訂などを訴えました。

2 国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議

3月26日、第8回国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議が開催され、中央本部1名、関東地方横浜支部1名が参加しました。全港湾中央海コン・トラック・バス合同会議で討議をすすめる、使用禁止を求めてきた「フレキシタンク」輸送について、安全輸送マニュアル・ガイドラインの中で、「フレキシタンクを使用する際の安全基準」が設けられていませんが、強度の確認・コンテナ内の洗浄・段ボールや合板による養生など、そして、使用済みフレキシタンクは破棄する。など、安全対策等留意点が明確化されました。

各地方の継続的な要請行動によってマニュアルの改訂に繋がった事は、大きな前進であります。引き続き、関係する課題克服のために取り組みを強化していきます。

3 交運労協トラック部会

(1) 2月13日、第1回トラック部会が開催され、18年政策課題、政策・制度要求について協議しました。

(2) 6月1日、第2回トラック部会が開催され、18年政府予算概算要求の取り組みについて協議しました。

VIII 組織並びに連帯の強化と拡大

1 組織の動向

(1) 2018年7月2日現在で、全港湾中央登録人員は9,849名となりました。2017年6月末時点では、9,918名の登録人員でした。地方・支部において、組織内再編等の影響もあり、69名の減少となりました。10,000名を割る深刻な問題となり、組織拡大が急務です。

(2) 全国の地方本部、支部、分会数の推移は、地方本部では、北海道本本が小樽から釧路に移転しました。地方本部は9地方本部となり、支部は47支部、分会は5分会減となり431分会となりました。

2 組織強化の取り組み

(1) 組織の強化拡大を今年度も最重要課題として取り組んできました。また、地方・支部ごとに組織強化拡大計画を策定して取り組みました。

(2) 2月24日から26日、第51期中央労働講座を豊橋シーパレスで開催し、総勢42名が参加しました。「国際・国内運輸産業の将来像と課題点」として、ITF東京事務所より、ITFの活動紹介、全港湾とITFとの関係などの報告があり、交運労協からは国の自動化政策を中心に講義を受け、グループ討論では「2018年春闘の

3 組織拡大の取り組み

10月24日、第1回教宣部会を開催し、教宣物の申し込み方法や、港湾労働の別冊を発売して写真等を多く起用して見やすい広告をつくってはどうかなど、教宣方法について議論されました。

4 共闘の強化

(1) 全国港湾連合会の強化について

2018年度の最重要課題は、17春闘から継続する「独禁法」問題でした。日港協は産別制度賃金要求に対して、具体的に回答を示す事は「独禁法に抵触する恐れがあり、回答出来ない」とするなど、産別回答拒否の姿勢を崩しませんでした。全国港湾は、労働委員会を起用して、産別労使関係による産別統一回答を引き出す方針を打ち出し、2019年春闘に向けて改めて構成組織の意思統一と団結を図りました。

(2) FOC・POCキャンペンについて

一時、共闘関係を取止めていた「海港労協」は、全国港湾連合会より、協議会の再開に向けた再構築が提案されました。各地区港湾及び全港湾各地方単位で協力を求めるなどとして、関係修復に向けて努力をすすめています。

(3) 交連労協について

①3月8日に、日比谷野外音楽堂において「交連労協18春季闘争決起集会」の開催を予定していましたが、悪天候により中止となりました。

②5月23日、24日、第24回交通政策研究会が静岡県熱海市内で開催され、参加総数172名が結集しました。中央本部3名と関東地本より3名が参加しました。

5 国際交流、連帯行動

(1) 国際交流

①9月12日、ベトナム全国通信運輸労働組合が交連労協の受入れにより、訪日しました。日本滞在中の港湾視察として、鈴木副委員長の案内で大井ふ頭を視察されました。

②12月4日から9日、東アジア港湾会議が台湾で開催されました。全国港湾として松本委員長と諸見書記次長が参加し、

台湾各地を視察しました。

③4月24日から27日、第13次訪中団で北京、天津、上海を訪問しました。中華全国总工会の受け入れで、中国海員建設工会の方々に案内頂き、松本委員長を団長に全5名の構成で、北京、天津、上海(陽山港)を視察しました。

④6月3日から9日、ILWU(国際港湾

倉庫労働組合)第37回世界大会がアメリカ・ポートランドで開催されました。全港湾とILWUは、3年に1度の友好連帯協定を結んでいます。協定の延長調印も含め、全港湾を代表して真島書記長が出席しました。

以上

2018-19年度の方針案

連動方針案

I 国内外の情勢と労働運動の現状

1 国際情勢の特徴

(1) 米国では、11月6日に中間選挙を控えて、この間のトランプ政権の審判が行われます。今までは、トランプ大統領と共和党多数派議員の関係で政策に対する期待層が背景にありましたが、事実上の大統領に対する信任投票となります。

一方、経済では、6月に発表された5月の失業率は3・8%、18年ぶりの低い水準となっています。5月には、安全保障を理由として日本を含め、鉄鋼やアルミなどに對し、関税の適用を発表するなど如実に保護主義を鮮明に打ち出しています。

6月には、中国による知的財産権の侵害は明らかだとし、中国から輸出される約1300品目に25%の関税を上乗せする予定とし、新たな米中貿易戦争と言われている。

2 国内情勢の特徴

(1) 通常国会では、財務省のセクハラ問題から森友加計疑惑など、次から次へと繰り返される答弁の矛盾など混乱している中で、会期を32日間延長しました。これらの動きに見られるのは、働き方改革関連法案やIR整備法案、参院定数を6増する公職選挙法改正案など、党利党略による強引な手法が如実になってきています。

(2) 経済情勢では、景気動向について底堅い内外需を背景に景気回復が続く見通しとわわれていますが、中小企業における労働者にとって、景気回復の実感が伝わっていないのが実態です。総務省の全国消費者物

3 労働運動の現状と特徴

(1) 厚労省の組合基本調査では、2017年6月の単一労働組合数は24、465組合、組合員数は998万1千人で、前年同期比で217組合(0・9%)の減少、4万1千人(0・4%)の増加となっています。推定組織率は17・1%で、前年同期比0・2ポイント低下しています。

(2) 2017年8月に発表された争議行為の状況では、2016年度の半日以上同盟罷業が31件、行為参加人数が2、383人、労働損失日数が3、190日で対前年比では8件の減少、10、533人の減少、11、416日の減少となっています。

II 運動の基調

1 新自由主義による規制緩和、競争社会に反対し、貧困をなくし、格差社会を是正する。

新自由主義政策による貧困と格差の拡大をなくすために、すべての労働者の雇用安定、労働条件の引き上げをたたかい、生活向上を図ります。組合員一人一人を大切に、人権擁護、労働者の権利確立のために、全港湾としてのたたかう力量を高め職場闘争を強化します。

2 港湾産業、運輸産業における産別運動を強化するとともに、企業の枠を超えた地域運動、国際運動と連帯し、中小企業労働者と非正規雇用労働者の立場から労働運動の再建をたたかう。

企業内活動に埋没せず、全国港湾労働組合連合会の強化をすすめる、港湾における産別運動を発展させるとともに、運輸産業の産別運動の強化をすすめます。また、たたかう労働運動の強化発展、たたかう労働運動の再構築のために、地域共闘、課題別共闘を取組みます。

3 戦争法制の早期廃止を求め、反戦・平和、社会保障の充実、人権擁護、脱原発と環境保護をたたかい、働く者のための政治を実現する。

安倍政権は強引に集団的自衛権を行使できるようにする安全保障関連法を施行し、戦後貫いてきた専守防衛政策を大きく変えました。安倍政権による平和憲法の改悪、そして原発再稼働など原子力に依存するエネルギー政策の推進、派遣法改悪、残業代ゼロなどの「働き方改革関連法案」など労働法の全面改悪に反対し、働く者のための政治を実現します。

4 大衆路線にもとづいて職場闘争を強化し、活動家を育成し組織の強化拡大を勝ち取る。

組合員の理解と団結の中でたたかいを強化していくために大衆路線を堅持し、たたかいをすすめます。また、組合作りを指導

III 主な闘争課題とたたかいは基本

今後2年間、次の課題でたたかいます。そのたたかいは基本は以下のとおりです。

1 賃金引き上げ、労働時間短縮など労働条件の引き上げ

(1) 賃金引き上げ

①2019年賃金引き上げ要求額及び諸要求は、秋年末の中央執行委員会にて、統一してたたかえる体制を基本として検討します。要求額及び検討します。2019年10月に予定されている消費税引き上げによる実質賃金低下の歯止めなど、経済闘争の重要性を全体共有し、地域間・企業間格差打破、最低賃金の引き上げなど、組合員が結集してたたかう体制を確立する一律要求額を基本とする中で、具体的考え方をまとめ、要求額を12月10日開催予定の中央執行委員会で確認し、職場討議を経て、1月31日から2月1日に中央委員会を開催して決定します。

2 月中旬までに要求書提出、2月下旬までにスト権確立、3月初旬にはたたかえる体制を確立します。2019年春闘も3月下旬の第1回統一回答指定日と4月中旬の港湾中央団交山場と連動した集中交渉日を設定します。2019年春闘も全国港湾の産別闘争との連携を図るよう調整をすすめます。

全国港湾春闘方針は1月下旬の中央委員会で決定します。

②ストライキの労調法手続き(公益事業のストライキの事前届け出)に対して、年々労働委員会の対応は厳格さが増して

(2) 中国では、3月の全国人民代表大会において、習近平国家主席が再選し、政権2期目をスタートさせました。米国による関税

引き上げなど、先行きが不透明な状況が続いています。

(3) 北東アジアの平和的な動きとして、4月27日、韓国の文在寅大統領と北朝鮮の金正恩国務委員長が板門店で会談し、「完全な非核化により、核のない朝鮮半島の実現」という共通の目標を確認した」とする「板門店宣言」に署名しました。これを受け、6月12日には歴史上初めての米朝首脳会談がシンガポールで開催され、対話による平和的解決への道が前進しました。

価値指数では、2015年を100として2018年5月時点で101の微増と示されていますが、特に生鮮食品やガソリンなどの燃料が高騰など家計を圧迫しています。

(3) 労働力調査の2018年4月の完全失業率は2・5%、就業者数は6671万人で前年同月に比べ171万人の増加となっています。有効求人倍率(季節調整値)は1・59倍で横ばいが続いています。

価格指数では、2015年を100として2018年5月時点で101の微増と示されていますが、特に生鮮食品やガソリンなどの燃料が高騰など家計を圧迫しています。

(3) 労働力調査の2018年4月の完全失業率は2・5%、就業者数は6671万人で前年同月に比べ171万人の増加となっています。有効求人倍率(季節調整値)は1・59倍で横ばいが続いています。

2 賃金引き上げ、労働時間短縮など労働条件の引き上げ

(1) 賃金引き上げ

①2019年賃金引き上げ要求額及び諸要求は、秋年末の中央執行委員会にて、統一してたたかえる体制を基本として検討します。要求額及び検討します。2019年10月に予定されている消費税引き上げによる実質賃金低下の歯止めなど、経済闘争の重要性を全体共有し、地域間・企業間格差打破、最低賃金の引き上げなど、組合員が結集してたたかう体制を確立する一律要求額を基本とする中で、具体的考え方をまとめ、要求額を12月10日開催予定の中央執行委員会で確認し、職場討議を経て、1月31日から2月1日に中央委員会を開催して決定します。

2 月中旬までに要求書提出、2月下旬までにスト権確立、3月初旬にはたたかえる体制を確立します。2019年春闘も3月下旬の第1回統一回答指定日と4月中旬の港湾中央団交山場と連動した集中交渉日を設定します。2019年春闘も全国港湾の産別闘争との連携を図るよう調整をすすめます。

全国港湾春闘方針は1月下旬の中央委員会

います。全国港湾が日協に提出する港
湾産別制度要求についても、港湾関係支
部・分会は同じ港湾産別制度要求書を、
当該企業に対して提出します。

③一時金闘争は地方ごとに要求してたか
うこととします。冬季一時金について
は、「1. 要求額は昨年同期の額・率以
上とする。2. 要求提出日は1月上旬
とし、解決目標を1月下旬とする。3.

要求書の作成、争議予告の続きは各地
で行う」とします。夏季一時金につ
いては、「1. 要求額は昨年同期の額・率
以上とする。2. 要求提出日は6月上旬
とし、解決目標を6月下旬とする。3.
要求書の作成、争議予告の続きは各地
で行う」とします。

④企業内最低賃金については、正規・非正
規を問わず、すべての労働者適用とし、
春闘時に地方ごとに要求してたかいま
す。

⑤長時間労働の抑制と過労死防止対策など
健康確保を求めてたかいます。
働き方改革関連法による労働者保護に
逆行した長時間労働を容認する関連法に
反対します。

全港湾は、港湾産別協定を基本とし
て、8・7・45時間体制(拘束8時間、
実労働7時間、時間外月間45時間以
内)をすべての業種に求めていきます。

- (2) 月給制の確立
月給制の確立は、週休二日制など短短の
取り組み、非正規雇用労働者の常用化の取
り組みをすすめるうえで重要な課題です。
①現行の一ヶ月あたりの賃金を引き下げな
いこと。
②月給制導入により労働強化にならないこ
となどの条件を基本としてたかいま
す。

(3) 労働時間短縮
労働時間短縮は、労働者の健康、文化的
生活を営む上で重要な課題です。港湾関係
は産別協定に基づき時間短縮を取り組みと
しますが、その他の業種も港湾の取り組み
に準じて時間短縮の取り組みをすすめるこ
ととします。

とします。

①8・7・45体制を順守し、年間180
0労働時間を基本とします。

・8・7・45体制を順守できるよう常用
労働者の補充をします。臨時労働者の就
労は、労働組合が行う労働者供給事業の
組合員の就労を優先するとともに、労働
者供給事業がない場合は組合の事前承認
にもとづく就労とします。

・やむを得ず45時間以上の時間外労働を
行う場合は、引き上げ分の割増賃金(法
定割増率5割以上)のかわりに、有給の
休暇(代替休暇)を与えることを原則と
することで長時間労働の抑制を図りま
す。

②休日休暇について
・港湾について産別協定に基づき、202
0年までに全港・全職種の週休二日制と
します。他産業についても港湾に準じた
休日制度を求めます。

・「国民の祝日」及びメーデー(5月1
日)、「山の日」を休日とします。
・12月30日から1月4日までを年末
年始特別有給休日とします。

③時間外労働、深夜労働、休日労働の割
増しと算定基礎分母について
・時間外労働、深夜労働、休日労働の割増
賃金を確保し、割増率の引き上げに努力
します。

・年末年始の特別有給休日出勤は日額賃金
の割増賃金及び精励金も支給し、加えて
代休を付与することとします。
・港湾については年間1時間減、2025
年までに港湾における6大港(現行14
9時間以下)と同様の分母と協定してい
ますが、2020年の全港・全職種の週
休二日制に併せて時間外算定基礎分母の
削減を求めます

・時間外手当は、港湾においては改定され
た産別協定による時間外分母、他産業は
港湾に準じて改定された時間外分母によ
って算出することとします。

④中小企業における月60時間超の時間外
労働への割増賃金率の適用猶予を廃止

し、月60時間を超える時間外労働に關
する割増賃金率(法定割増率5割以上)
について、2022年4月1日以降とな
る予定です。適用となった場合、引き上
げ分の割増賃金のかわりに、有給の休暇
(代替休暇)を与えることを原則とする
ことで長時間労働の抑制を図ります。

定年延長と高齢者雇用対策
原則65歳までの定年延長を求めます
が、当面、遅くとも厚生年金の支給年齢に
対応する定年延長制度を求めます。定年延
長に当たっては身分の変更や労働条件の引
き下げを行わないことを基本とします。

(5) 退職金引き上げ
①退職金は、勤続30年11、600万円
以上、勤続35年12、000万円以上、
勤続40年12、400万円以上としま
す。なお、勤続30年末満の勤続者につ
いては30年勤続の金額を基準に算出し
ます。

②「中退金」加入などにより退職金の確保
を図ります。
(6) 職場におけるパワハラ防止、権利の確
立、男女共同参画社会の実現。
①職場におけるパワハラ、セクハラを防止
します。

②男女雇用機会均等の具体化をはかり、家
庭と仕事の両立、均等待遇の確立、女性
の権利確立をすすめます。
③育児・介護休業に当たっては、休業中の
賃金の補償、労働保険掛け金の補償、休
業後の原職復帰を求めます。

2 合理化反対、雇用保障制度
(1) 反合理化闘争の基本
①個別合理化に対して、「第一に雇用・就
労にかかわる案件については事前協議を
おこなう。第二に首切りや一方的な配転
を阻止する。第三に権利侵害を防止す
る。」という反合理化の基本方針に基づ
き、たたかいます。

②労働協約が締結されていないか、または
「倒産をはじめとした雇用・労働条件に
かわる問題について事前協議約款」が

労働協約に明記されていない場合、事前
協議約款を明記した労働協約の締結を求
めます。
③会社が新規採用する場合、全港湾の推薦
する労働者または全港湾による労働者供
給事業の労働者の優先採用を取り組みま
す。

(2) 労働組合のおこなう雇用創出としての労働者供給事業の推進
①多くの産業で派遣などの非正規雇用労働
者の拡大、港湾における波動性の拡大な
ど雇用の不安定労働者対策のために、労働
組合による労働者供給事業は重要にな
ってきています。これまで取り組んでき
た港湾労働者、トラック運転手、介護家
政職などの労働者供給事業の取り組みを
広げ、各地域、各職種の拡大を目指しま
す。

②日雇雇用保険、日雇健康保険は六港や
一部の地方港でしか活用できていませ
ん。また、日雇福祉制度そのものを縮小
しようとする動きも見られます。労供事
業で働く労働者の雇用の安定、生活保障
のために、日雇雇用保険、日雇健康保険
の活用・継続をすすめます。

3 労働安全衛生と
福利厚生充実
(1) 労働災害・職業病防止の取り巻く環境
厚労省が発表した(2018年2月速
報)労働災害発生状況のまとめでは、死傷
者数114、842人、死亡者数917人
となり、何れも前年を増加する悪化となっ
ています。この中でも、増加率が高いのは
陸上運送事業で、死傷者数は14、161
人となり、前年を735人(5.5%)の
増加となっています。死者数では124
人となり前年を35人(39.3%)増加
するなど、全国的にも労働災害防止への取
り組みが急がれる状況です。

(2) 港湾労働者安全協会の第13次労働災害防止
計画
2018年度から2022年度までの5
か年間の計画で、①死亡災害の撲滅、②死
傷者数(休業4日以上)年間100人未満
を掲げています。特に死亡災害撲滅に向け
た対策の推進(特定災害の防止)として、
重点的な4点の防止策を取り組むこととし
ています。①動力クレーン等を使用した作
業での荷との接触による災害の防止、②フ
ォークリフト等の荷役運搬機との接触によ
る災害の防止、③船内荷役作業での高所か
らの墜落災害の防止、④海中への転落災害
の防止、これらを踏まえ、誰もが安心して
健康で働くことのできる港を実現します。

(3) 全国港湾安全専門委員会課題
2018年春闘要求に掲げられた労使安
全専門委員会の議題を全港湾としても各地
域における重要課題として認識し、下記の
課題を中心に全国港湾と一体となって運動
をすすめていきます。

①労働災害企業内補償
労働災害企業内補償の要求額は、死亡・1
3級4、000万円、4級2、750
万円、5級2、360万円、6級2、0
00万円、7級1、670万円、8級1、
180万円、9級910万円、10級7
10万円、11級520万円、12級3
70万円、13級240万円、14級1
30万円とします。

特に8級〜14級の補償額引き上げ
(到達)を求めます。
②熱中症対策
厚労省統計(平成24年〜平成28
年)では、平成24年には440件の熱
中症による労働災害が起きています。こ
の間、一旦は減少したものの平成28年
には462件まで増加しています。増加
の要因には異常気象や、各作業現場にお
ける対策の不十分さが指摘されています。
国交省が作成した熱中症予防対策指
針を基本に、各職場において、対策が十
分であるかなどの点検を行い、必要に応
じて具体的な予防対策を講ずるよう労使
が一体となった取り組みをすすめます。

③落雷対策
港湾においては、近年、落雷やゲリラ
豪雨など、増加傾向にあることが報告さ
れ、各地区において、雷レジャーの設置
等について地域を包括する自治体などと
の連携も視野にいれた取り組みをすすめ
る事としました。港湾以外でも、屋外作
業に従事する場合は雨天に関わらず作業
をする事が想定されます。組合員が稼働
する職場においては、労使が一体となっ
て対策がつけられるよう議論をすすめてい
きます。

(4) 全港湾労働職業病対策会議を中央執行委
員会が中心として引き続き議論を行い、各
地方で取り組みを強化するため、下記の課
題を中心に全国的な運動をすすめていま
す。

①労働災害企業内補償の協定書の統一化
各地方で締結されている協定書の内容を
精査し、協定書の統一化に向けて議論を
すすめます。
②自然災害時等の労働災害企業補償適用促進
各地方の取り組み状況の分析、協定書の
内容を熟知して、議論を深めて全国で統
一对応が出来るようすすめます。

4 労働者の権利確立と組織
攻撃に対するたたかい
(1) 組織破壊攻撃や不当弾圧に対するたたか
い
①企業は労働組合の結成を認めず、切り崩
しを図り、団交拒否や不当労働行為、ス
トライキに対する損害賠償請求をおこな
うなどあらゆる攻撃を強めています。こ
れら権利侵害に対して、地方・支部が一
体となって対処しますが、必要に応じて
全国闘争を組織してたたかいます。

②不当な解雇攻撃などについては、原職復
帰を基本にして、闘争資金を活用し、職
場闘争を組織してたたかいます。
③争議分会の早期解決を求め、たたかいま
す。労働者の権利侵害反対を取り組みま
す。

(2) 労働者の権利を求めるたたかい
①組織犯罪処罰法改正、所謂、共謀罪に反
対します。安倍政権は、テロ等準備罪と
偽っていますが、もともと正当な活動を

労働者の権利を求めるとたたかい

労働者の権利を求めるとたたかい

労働者の権利を求めるとたたかい

労働者の権利を求めるとたたかい

労働者の権利を求めるとたたかい

労働者の権利を求めるとたたかい

労働者の権利を求めるとたたかい

行っていた団体であっても、目的が犯罪の実行に変化したと認められるときは組織的犯罪集団と認定できることや、計画と準備行為で罪に問える制度であることなど、市民社会の自由が奪われる法律に反対します。

②働き方改革関連8法案改正(雇用対策法、労働基準法、労働時間等設置改善法、労働安全衛生法、じん肺法、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法)においての、労働者保護に逆行する法律の改正に反対します。特に、4つの柱である、①時間外労働の上限規制は、過労死認定ラインを超えることによる今後の健康リスクへの影響や一部の業務が適用除外・延期は働くものを分断します。②名ばかりの同一労働同一賃金は、企業の一方的判断によって、格差を容認するものです。③高度プロフェッショナル制度は、強制的な休憩時間が存在しないなど、対象業種の拡大による労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする定額働かせ放題です。④法案から削除された企画業務型裁量労働制の適用拡大ですが、対象業種・範囲が曖昧であるとともに、長時間労働における見なし裁量労働、長時間労働における見なし裁量労働は、仕事量の個人裁量権が存在しないなど、多くの問題を抱えています。また、法改正に伴い就業規則の改正が必要となることが想定されており、協議なく勝手な就業規則変更とならないよう、就業規則の点検を行います。

③解雇の金銭解決制度に反対します。労働者保護の観点を見直し、成長戦略の名のもとに、解雇の自由化を進め、更には不当解雇された場合の金銭解決の上限下限設定など反対します。

④時間外労働の上限規制は、月45時間、年360時間とし、特別条項を認めない制度を求めます。労働時間延長の上限規制、連続休息時間規制の導入、裁量労働制の要件の厳格化などを盛り込んだ長時間労働規制法案の早期成立を求めます。

⑤派遣法改悪反対を引き続き取り組みます。生涯派遣による低賃金労働者の増加、雇用不安をなくす取り組みをすすめます。

また、労働者供給事業は、職業安定法第45条に基づいて労働組合等へのみ認められている事業である意義を継承し、労働者供給事業労働者の拡大と事業の拡充、強化・発展を図ります。

(3) 労働協約の点検、順守と協約点検活動
①全港湾の分会結成と同時に、暫定協定の締結をたたくたいです。各地方で労働協約の点検を行い、合理化や企業再編、組合員の配転等の人事問題に対する事前協議を明記した労働協約の締結するたたくたいを明記します。

②港湾関係は差別協定順守のために、各地方・支部に適用すべき協定項目の文章を明記した労働協約を締結します。

③労働協約の締結は地本単位としますが、支部で締結する場合は地本と支部の連署とします。中央要求に関する協定は、中央、地方、支部の連署とします。

(4) 本四架橋闘争の強化
①全港湾は、1974年の定期全国大会において、本四架橋対策について、港湾労働者の雇用と生活に与える影響が重大であると、全国闘争と位置づけ取り組みました。75年以降、関西地本、四国地本を中心に本四架橋闘争をたたくたいを求めました。

②1978年には本四架橋にもなう港湾陸上運送関係雇用問題に関する協定書、1979年には本州四国連絡橋雇用対策中央協議会が発足し、港湾労働者の雇用にあたる影響などについて調査をすすめられました。

③1983年5月30日、政府と「本州四国連絡橋にもなう港湾運送関係雇用問題に関する協定書」を締結しました。本四架橋闘争は1970年本四公団発足以来、雇用保障を継続し長期に求め抜いた結果であります。

④現在は、本四公団が民営化され、本四架

橋に関わる政労協定の意義である安定雇用と労働環境が脅かされ続けています。政労協定の原点を踏まえ、引き続き、中央、地方交渉を計画し、協議体制の確立を求めます。

(5) 顧問弁護士への委嘱
権利闘争の強化のために、引き続き顧問弁護士を委嘱します。

5 労働者ならびに国民的諸課題のたたくたい
(1) 消費税10%増増税が2019年10月に予定されています。アベノミクスの失策により日本の景気は依然として好調ではないことは、もはや明確となっています。安倍政権における一部の大企業優遇政策に反対し、国民の負担が増加する消費税増税に反対します。

(2) 社会保障制度改悪に反対します。後期高齢者の医療費窓口負担増や生活保護基準の見直しなど、あらゆる社会福祉の改悪に反対します。

(3) 公的年金制度の改悪に反対します。日本年金機構のさまざまな外部委託によって不信感が増大しています。そうした中、70歳以降の支給開始を選べる制度を検討しています。老後の安心を確立する年金改革を求めます。

(4) TPP協定締結に反対します。
米国を除く11カ国が参加する環太平洋パートナーシップ協定(TPP)が、5月18日衆議院、6月13日、参院本会議で承認されました。しかし、詳細な経過及び具体的協定事項について、何ら国民に示さず、脅かす協定に反対します。

(5) 外国人技能実習制度の不備是正を求めます。
政府は、現在の最長5年間の技能実習を修了した外国人に、さらに最長で5年間延長させようと検討しています。現在の外国人研修生制度では、研修期間中における労働者性は無く、労働法令に基づく保護も適用されません。外国人技能実習制度が、

労使対等原則が担保された多民族・多文化共生社会となるよう、①企業選択の権利と移動や辞める自由、②期間終了後、定住を妨げない制度となるよう取り組みを進め、制度の改正を求めます。

(6) IR推進法(特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律)に反対します。
すでに成立しているIR推進法の実施法の枠組みが4月閣議決定しました。IR推進法は、ギャンブル依存症の増加や治安の悪化など問題点などの課題が何ら克服されていない中でカジノありきの統合型リゾート推進法に反対します。

(7) 育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の改正に伴う労働協約の締結を地方本部・支部単位で締結します。

(8) 公契約条例の制定をもとめます。
公共事業や行政の発注する業務が、入札制度によって、過度のダンピング料金が横行し、まともな労働条件の確保さえできない事態がおきています。労働条件を確保できる料金を確保するとともに、労働者の権利を侵害し、労働組合を敵視する労務政策や不当労働行為を行うような悪質企業を排除する公契約条例の制定を求めます。

6 反戦、反核、平和と民主主義、環境を護るたたくたい
平和憲法を守り、憲法9条に違反する自衛隊に反対し、安保条約破棄、反基地闘争、脱原発と環境を守ることを基本に以下の項目をたたくたいです。

(1) 憲法改悪反対
自民党による憲法改正草案は、自衛隊を国防軍とし「緊急事態の章」を新設し、政府への権限集中、基本的人権の停止、法律なしに政令で従わせられる規定などが盛り込まれています。また、公益、公の秩序に害する活動、結社は認められないなど、極めて危険な内容です。平和憲法改悪反対の取り組みをすすめます。

(2) 戦争法(早期廃止)を求めます。
自衛隊の海外での武力行使や米軍など他国軍への後方支援を世界中で可能とするな

ど、戦後日本が維持してきた専守防衛の政策を大きく捻じ曲げています。集団的自衛権の行使容認は明らかに憲法違反であり、すべての戦争法(安全保障関連法)の早期廃止を求めます。

(3) 辺野古新基地建設に反対します。
沖縄県民、日本国民の民意を無視し、強硬に工事を着工するなど、戦争をするための日本での基地建設、埋め立て工事に断固反対し、現地座り込み行動への支援、全国港湾辺野古対策委員会での土砂搬出反対行動などを引き続き、取り組みます。

(4) 反基地闘争、日米安保反対の取り組み
安倍政権は沖縄県民の民意に反して、大変な基地負担を強めています。
普天間第二小学校でのC-130輸送ヘリコプターのアルミ製窓枠落下をはじめとして、墜落事故や不時着が頻りに繰り返されています。それにもかかわらず、オスプレイの国内飛行訓練は無制限に拡大しようとしており、自衛隊にもオスプレイが導入されようとしています。対米従属の中ですすめられる、米軍新基地建設、オスプレイ配備に反対し、米軍の肩代わりを見越した自衛隊の増強に反対するとともに、日米安保条約破棄の取り組みを進めます。

(5) 教育の反動化反対
教育の反動化に反対し、国民主権・人権尊重・平和主義の憲法理念にのっとった教育を求めていきます。

(6) 脱原発、原発再稼働反対
①現在、九州電力玄海原発と関西電力高浜原発及び大飯原発が再稼働しています。何か起きればすべて「想定外」で済ませられることは二度と許されません。原発ゼロ社会、再稼働反対、再生可能エネルギー増強を求め、取り組みます。

②自主避難者を含め、原発事故による避難者への国の責任における賠償の継続を求めるとともに、震災復興支援の拡充を求めます。また、原発事故の終結もなされないまま、それに逆行するような原発技術の輸出に反対します。

(7) 環境破壊反対

原発事故の対策の中にあっても、ただ化石燃料(石炭)の火力発電所に依存するのではなく地球温暖化対策や環境対策は必要です。乱開発と公害発生、大量生産・消費・破壊の社会システムを見直し、自然環境を保護し、環境破壊反対の取り組みをすすめます。また、再生可能エネルギー、自然エネルギーの活用の促進を求めていきます。

(8) 監視社会化による人権侵害反対、秘密保護法廃止
秘密保護法は、国民の知る権利を大幅に制限するものです。そして暴対法改正、暴排条例制定では、「反社会的」と断定すれば、さまざま団体に対する弾圧ができるようになっていることが意図されています。治安管理強化の名の下の監視社会化、人権侵害に反対します。

(9) 差別反対、人権擁護
人権侵害が横行しています。現在の日本には、被差別部落、原爆被爆者、障害者差別、アイヌ民族、在日外国人など民族差別、人種差別、あるいは、男女差別など差別に苦しむ人々が多数存在しています。また、職場におけるパワハラも増加傾向にあります。更には、ヘイトスピーチなどが国際的にも社会問題になっています。全港湾は、職場をはじめ社会に存在するすべての差別に反対してたたかいます。

7 選挙闘争について
(1) 労働者の立場に立ち、港湾を理解し、全港湾の方針を実現するために努力する議員を増やすことを目指します。

(2) 2018年11月18日投票で沖縄県知事選挙が行われます。現在の翁長県政の下で辺野古など新基地建設反対の運動を継承するため、沖縄地方本部と連携して選挙闘争を取り組みます。

(3) 2019年3月から4月にかけて行われる統一地方選では、全港湾の方針と一致する政策の候補を推薦し、選挙闘争を取り組みます。

(4) 2019年7月28日任期満了日によっ

て、第25回参議院議員通常選挙が行われます。比例代表選出議員選挙(比例代表選挙)については、中央執行委員会が推薦などについて協議し、決定します。選挙区選出議員選挙(選挙区選挙)については、全港湾の方針と一致する政策の候補を推薦し、選挙闘争を取り組みます。

IV 港湾労働者のたたかい

1 港湾労働者を取り巻く情勢とたたかひの現状

(1) 4月に邦船3社によるONEの定期船サービスが開始されました。今後も起こり得るコンテナ船社の再編によって、既存の職域が担保されるのか、注視していく必要があります。また、日本からの近海航路では、絶えず代替配船が繰り返されるなど、集約が進んでいます。このことにより、港湾荷役料金への圧力などが強まることとが注視していく必要があります。

(2) 港湾労働法における「港湾雇用安定等計画」策定に向けての議論が進んでいます。3月5日に開催された第31回労働政策審議会港湾労働専門委員会では、平成31年度から新たな「港湾雇用安定等計画」策定に入ることが報告され具体的なスケジュールが報告されました。本格的な議論については秋年末ごろとなっていますが、来年2月ごろの計画策定が目途となっていますので、早急な対策が必要となっています。18春闘で日港協は「港湾労働法の全港・全職種適用について合意する。」ことを明記しました。また、港湾倉庫・特定港湾倉庫についても「港湾雇用安定等計画」策定に際し、労使が一致して問題提起できるように検討することを確認しています。

(3) 独禁法問題については、全国港湾の18春闘総括案を踏まえ、最低賃金等の産別交渉が抵触するの否か、平行線の中で粘り強く交渉を行いました。日港協も産別交渉は大事であると言いつつも、独禁法問題

が良好な労使関係を構築する上での障害との認識から、労使が明確な判断を得るために労働委員会への提訴を決定しました。

(4) 選択された港湾は国際競争力に対抗することを口実として徹底した効率化、大規模物流資本の参入など事業再編も含む合理化が要求されてきます。民営化によって、大資本が港湾の管理運営に関与し、既存の港運業者の業域、港湾労働者の職域と労働条件が脅かされることも懸念され、特に運営会社の港湾運送事業への進出は絶対に認められざるを得ません。

一方、選択から外された港湾は、これまでの輸出入貨物の戦略港湾・拠点港湾への集約で、港湾がフィーダー化されることにより荷役料の減少、貨物の陸上輸送への転換などによる貨物量の減少により、港湾そのものが衰退することになります。

2 港湾労働者の闘争課題とたたかひ

港湾政策並びに港湾産別制度については、全国港湾労働組合連合会2018年運動方針(案)にもとづき、運動をすすめる取り組みを強化します。以下、全港湾としての重点課題を記載します。

(1) 港湾政策に対する取り組み
①港湾労働法の全港・全職種適用問題については、18春闘について労使合意がなされました。引き続き政治情勢を見極めながら、地方港対策会議や港労法対策委員会を通じて全国港湾での政策課題として意見反映が出来るように議論を進めます。また、港湾倉庫・特定港湾倉庫指定のあり方についても18春闘協定に基づき、平成31年度策定の「港湾雇用安定等計画」に向けて、労使で一致して提起する為にも、対策会議での議論を進めま

す。

②改正港法における影響に対する取り組みは、それぞれの港格によって、2011年3月の港法一部改正に対する参院付帯決議第9項を活用して下記のとおりすすめることとします。

③戦略港湾については、運営会社の設立に關する決定権の多くが国にあるために、国土交通省との交渉が主体になります。が、当該地区の港湾管理者、地方自治体、港運協会との交渉も重視します。

④拠点港湾は、民営化の進み方がどうなっていくか、特に、どのような資本参入があるかで雇用・就労に大きく影響します。また、特区の動き、港湾運営方法の大きな変更などの動きも警戒しなければなりません。したがって、地区港運協会、労使における情報交換を緊密にし、港湾管理者及び地方整備局との交渉をすすめることとします。特に、港湾運営会社の設立にあたっては既存の港運事業者を中心に構成することを求めるとともに、港湾運営会社の港湾運送事業への進出に反対します。

⑤重要港湾、特に重点港湾からはずされた港湾は整備予算の削減などによる港湾機能の衰退が懸念されます。長期的な視点で港湾政策、地域の振興策と一体になった港湾政策について労使協議をすすめます。そのうえで、港湾管理者、地方自治体との交渉だけでなく、地方議会への港湾政策の要請行動をすすめます。地方整備局に対する要請も行います。

⑥改正港法による効率化優先の結果、各港での雇用問題が懸念されます。一つの港湾にとまらず複数の港湾エリアでの雇用対策をすすめるために、労働組合による労働者供給事業をすすめます。また、港法という法律改正に起因する雇用問題に対する対策は、法律で行うことが必要です。港湾労働法を「港湾における雇用対策と福祉対策の法律」と位置づけて全港・全職種に適用することを求めます。

⑦三島川之江港の指定港化については、2014春闘協定に基づき、指定港化の取り組みをすすめます。日港協や地区港運協会に対し三島川之江港の港運事業者が港湾の秩序をまもり、違法派遣の受け入れやダンピングを行わないよう申し入れます。また、志布志港、常陸那珂港、石狩新港などの非指定港の指定港化を求めてたたかひます。

⑧国際バルク戦略港湾政策の結果についての検証がまったくなされていません。企業誘致する管理者や大型本船化による料金ダンピングなど、既存の港湾労働者の雇用確保の担保措置を求める取り組みをすすめます。また、客船や大型クルーズ船の誘致による港頭地区での岸壁使用の問題なども、管理者と民間港湾運営会社、地区労使が一体となった対話や協議を基本に対応するよう求めます。

⑨政府は成長戦略(PORT2030)で、物流の効率化、荷役機械の遠隔操作、AI(人工知能)、IoT(モノのインターネット)を積極的に活用し、世界のターミナル運営を目指すとしています。この中には、労働者の雇用、職域の担保が示されていません。単に、労働力不足をうたい文句とした規制緩和、遠隔操作や自動化には反対します。

⑩依然として港湾への新規参入の動きがあります。港湾運送秩序及び港湾労働の安定を基本として、ダンピングによる過当競争を引き起こすなど、港湾労働者の雇用と労働条件に対して大きな影響を及ぼ

す港湾への新規参入に反対します。

⑪安定化協議会及び分科会の開催が緊急課題時のみの開催となっています。各港の秩序維持のため、各地区・港の港運協会、運輸局、港湾管理者等に対し、地方の実情と港湾労働の安定化を求め定例的な開催を求めます。

(2) 港湾産別制度闘争
港湾運送事業は船社、ユーザーに比して中小企業が多いのが実態です。一企業では船社、荷主と対等な関係を維持することは困難です。港湾労働者の雇用と労働条件は、地区港湾単位で制度化しなければ守ることはできません。港湾産別協定を、それぞれの地区港湾単位もしくは少なくとも港単位で適用する取り組みが必要です。

①産別最低賃金、基準賃金、あるべき賃金、標準者賃金など産別制度賃金の引き上げと個別賃金への適用を要求します。特に最低賃金については、現在進めている労働委員会への提訴を含め早期解決により、港湾産別における賃金相場形成を図ります。

②事前協議制度の充実や地区雇用対策委員会の活用など港湾産別制度課題をはじめとして、産別協定に基づく協議促進のために、地区団交権の確立をすすめていきます。

③フルオープン体制に対応するとともに、健康で文化的な生活を担保する労働時間短縮をすすめるために、交代制による最低休息時間の確保など地区港湾単位または港単位で働くルールを確立します。

④適正港運料金の確保と作業体制を確立し、事前協議制を活用し作業体制の順守を図ります。

⑤港湾産別協定の全港・全職種適用への拡充を求めます。

⑥2017年6月に全国港湾が日本港運協会へ提出した辺野古新基地建設に伴う土砂等搬出入荷役作業等禁止に関する申し入れにある「岩礁破碎許可違反や沖縄県条例違反に加担しないこと」、「港湾労働者と事業者の職場の安全と安心の担保」

の要求を基本に取り組みをすすめます。

⑦2017年経済経営基本方針(骨太の方針)と成長戦略の未来投資戦略で、港湾・物流関係において、物流の効率化推進、荷役機械の遠隔操作化、AI(人工知能)、IoT(モノのインターネット)の積極的活用の政策を取りまとめました。労働力不足をうたつた安易な自動化や無人化に対しては、雇用の削減、合理化に対して反対の立場で、「産別労使合意なくして導入は認めない」取り組みを強化します。

⑧産別協定の適用すべき協定項目の文章を明記した労働協約を締結します。

⑨港湾年金制度の充実を求めます。具体的には、受給資格期間の延長や遺族見舞金の改定を求めます。

⑩三島川之江港の指定港化・四国地区の労使協議体制の確立を目的に、中央・地区合同の懇談会を開催し、諸課題の成立、取り組みの前進を図ります。

(3) 検査事業の指定事業体対策について、17港湾春闘協定で検査・検定小委員会で協議することが確認されましたが、まったく前進が図られていません。引き続き、原点である退職者のみの受け入れ先であることとを基本として、①港湾の職場で働く指定事業体職員(定年退職者を除く)を検査・検定事業者本体に採用すること、②採用者の労働条件は同一を原則として、賃金を含む諸労働条件を整えていくこと、③本体への移行は、3年を目途に対応すること、この全国港湾方針に沿って、取り組みます。

V 海コン・トラック・バス労働者のたたかひ

1 海コン・トラック・バス労働者を取り巻く情勢とたたかひの現状

(1) 国の政策により、物流分野も大きく規制が緩和されています。物流生産の向上、長

時間労働の抑制といい、ドライバー不足を理由に「25m超のダブル連結・自動隊列走行・道路使用許可申請の緩和・ドライバーの事業者間融通・地域交通の民間委託・安心・安全を阻害する白タク」など、物流・人流を担う全体的な政策ではなく、かなり限定的でありその政策が労働者の処遇改善につながるどころか、労働の強化にしかならないのは明白です。

(2) 世界的に物流の自動化は急速に進んでいますが、島国日本は国土も狭く、公道は日々大型車や家用自動車、公共交通車両の往来で混雑する現状です。また、歩道との距離も近く、歩行者等への安全配慮が何よりも優先されるべきです。地域交通や貸切高速バス事業など、人命を預かり且つ安心・安全に運行されるべきですが、「委託・受託」により下請けの事業感覚により、利用者の生命を守る立場にありながらも、企業収益が第一とされています。

(3) 中小零細企業のトラックドライバー・バス・タクシー乗務員の労働環境は、一般的な労働者を遙かに超える長時間労働を強いられているのが現状です。顧客にニーズにより、昼夜を問わない物流環境や、長距離運行をしなければ手取り収入が稼げないなど、事業環境は依然として改善されていません。事業を営む上で、適正な料金の收受により、安全対策・社会保障の充実・労働条件の向上には、荷主や物流業界全体を巻き込んで根本から見直しが必要です。

2 海コン・トラック・バス 労働者の闘争課題とたたかい方

(1) 海コン・トラック・バス合同専門会議を年2回開催します。その中で、それぞれの課題点を持ち寄り、地方単位で取り組むべき対策案を探求します。会議運営については、課題や必要に応じて海コンとトラックを分けるなど、創意工夫を念頭に置きながら、各地方の意見を集約して、国交省要請行動を積極的に取り組むと同時に、地方整備局・運輸局への要請行動もすすめます。

(2) 大企業偏りの政策や、安全・安心を阻害する誤った規制緩和、人命第一である公共交通の下請け「委託・受託」制度などに反対し、中小零細企業が健全な社会活動ができる制度改訂を求めて、交運労協と連携して取り組みます。

(3) 2018年春闘時における国土交通省に要請した諸課題を引き続き2年間の基本方針とします。また、各地方の取り組みを集約し、春闘時期には「方針の補強」などを作りながらたたかいをすすめます。なお、2018年国土交通省への要請書については、別冊の「一般活動報告書」に記載してあります。

(4) 交通の安全確保と過労運転防止に向けて、「自動車運転者の労働時間等の改善ための基準」(改善基準の告示)を以下のとおり改め、罰則付きの法制化を進めるよう、厚生労働省に求めていきます。

(5) 道路運送法等、運輸業の規制から外れる「ライドシェア」や「マッチングサービス」は、明らかに白タク行為であり安全や責任が担保されていません。運転手の職域を脅かす「ライドシェア」や「マッチングサービス」に反対するとともに、運輸業としての規制適用を求めていきます。

VI 介護労働者のたたかい

1 介護労働者を取り巻く環境

(1) 2018年4月の介護保険改定により、共に支え合う介護保険の理念が失われるとともに、軽度な要介護者や要支援者を対象としている事業所は大きな打撃を受けています。予防訪問介護と予防通所介護サービスの対象が要支援から要介護2に拡大されました。

(2) 2018年の介護報酬改定は、2025年への布石であるといわれています。日本は2025年に団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という、これまで経験したことがない年齢構成となります。労働力人口が減少し、医療と介護を中心に社会保障の破綻は目前に迫るなかで、数十年に渡り何ら手立てを打っていないのが現状です。

(3) 介護の社会化を理念としている介護保険制度を社会保障費削減ありきで切り捨てようとする等、日本の社会保障は大きく後退しようとしています。また、介護労働者にとっては未だ低い介護報酬のもと離職率は16・5%(平成27年介護労働安定センター)と全産業との比較でも極めて高い数値となっており、介護労働者の非正規社員化が加速しています。

2 介護労働者の闘争課題

(1) 「訪問介護サービスが安定的に提供されることが要介護高齢者とその介護者の在宅生活を根本から支える」と確信する立場から、介護家政職支部を中心として、介護労働者の労働条件改善に向けて、下記の課題を基本に春闘時や秋闘時などに厚生労働省交渉を取り組みます。

①介護報酬の引き上げを求めます。
賃金が低いこと定着し、離職率が極めて高い職種となっていることなど、知識や判断能力が即座に求められるため、経験値が重要な職業であり、定着率の低さは職種の質の低下となるなど、賃金の底上げのため介護報酬の引き上げを求めます。

②介護職員処遇改善加算は、すべての介護従事者を対象とするよう求めます。
介護事業は、現場に従事する介護労働者だけで成り立っているものではなく、そこで働く事務職や福祉用具係りなど全体で成り立っていることから、すべての従事者を対象とするよう求めます。

③介護職員処遇改善加算の仕組みを根本から見直すよう求めます。
現在の加算方式ではなく、介護報酬全体を引き上げる考えに立たないと多職種

との差は縮まりません。介護保険制度は国で定めた基準であり、報酬も一律であることから見れば、全体の平均水準までの給与体系となる仕組みにするよう求めます。

④身体介護と生活援助を一体と捉えた介護保険制度にするよう求めます。
利用者の人生において、身体介護と生活援助は一体のものであり、生涯の生活において割り切ることではできないことや逆に割り切ってサービス提供すること自体が非効率となるなど、もっと柔軟に対応できる介護保険制度にするよう求めます。

⑤要介護者が改善したら結果を評価するシステムとするよう求めます。
現在、寝たきりから介助歩行になると介護度が下がります。すなわち、事業所の努力による改善によって介護報酬が下がるなど、何のための自立支援なのかを再構築するよう求めます。

⑥介護保険事務作業の簡素化を徹底的に図るよう求めます。
現状、申請や手続きの複雑さ、書類の多さなど、利用者にもわかりやすい制度、介護従事者が業務をしやすい簡素化を求めます。

VII 組織の強化と拡大

1 組織の強化について

(1) 大衆路線にもとづく組織運営
①組織運営にあたっては、組合員を排除することなく、参加を積極的に促し、大衆討議、集団指導の原則にもとづき民主的に運営します。

②たたかいを組織するにあたっては、問題認識や過去のたたかひの総括について徹底的に職場討議をおこなうなど大衆討議を重視して組合員全体の意思統一を図り、戦術など闘争体制を確立します。決定した方針については全員が堅持をし、その完全実施を図ります。

③全港湾の方針に合致する地区の共闘組織が主催する会議や集会などには、自らの行動力の強化と地域運動の昂揚のために積極的に参加します。

④文化活動やレクリエーション活動を積極的に取り入れ、仲間意識や組合の団結を強化します。また、日常的な組合活動を重視して開かれた運動をすすめます。

(2) 若手幹部の育成
全港湾は世代交代が進んでいます。組合業務が専従者に集中する傾向があります。将来を担う活動家にさまざまな組合活動を経験させるとともに、それを職場から支える体制をつくります。

(3) 学習活動と教宣活動の充実
①中央労働講座を全港湾の将来を担う活動家養成の場として位置付け、取り組みます。

②地本・支部では、労働組合や労働法の基本的学習や平和問題、規制緩和など情勢に対応した学習をおこなうようにします。数支部まとまって学習会を開催できる場合はまとまって開催し、できない場合は支部ごとに開催します。また、地域の労働講座などを活用して学習活動をすすめます。必要に応じて中央役員が参加します。

③秋年末オルゲは2018年秋年末闘争並びに2019春闘方針の提起を中心として、港湾春闘要求課題や労働安全衛生、組織拡大などを重点に、10月中旬から11月を基本とし、要請を受けた地方と調整を図りながら、具体的取り組みについては、中央執行委員会で確認します。

④機関紙「港湾労働」は全港湾の活動を教宣する重要な役割をもっています。しかし、機関紙が読まれなくなってきたり実態もあり、機関紙「港湾労働」と新たな教宣物「ブレイクタイム」を活用して教宣強化を図ります。

⑤春闘時、一時金闘争時、重要な活動があった場合には「全港湾FAXニュース」を適宜発行します。

⑥インターネットを活用した教宣活動につ

いて強化します。

(4) 調査活動
港湾産別協定の最低賃金、時間外算定基礎分母、週休二日制、定年制など、現状の各分会港湾関係組合員の実態を調査し、19春闘に向けての要求課題をまとめるため、引き続き港湾関係分会の労働条件調査を実施します。

(5) 青年(女性)部、退職者の会の結成と育成
①労働組合にとって、青年労働者は組織の継承発展の礎であるとともに、若々しいエネルギーは組合活動の活性化と組織の強化にとって重要です。青年対策交流会は地方を一巡しましたが、今後も青年対策交流会を地方で開催し、青年部の意見を聞きながら内容を充実させ、青年労働者にとって魅力ある組合活動を推進するようします。

②退職者の会、女性の会の結成を地方・支部単位で取り組みます。

③対策会議の設置
今年度も次の対策会議を設置して運動の強化をはかります。港労法対策会議、地方対策会議、検数対策会議、トラック対策会議、海コン対策会議、防災職業病対策会議、本四架橋対策会議、労供対策会議、青年対策会議、その他必要に応じての対策会議の設置は中央執行委員会にて検討し、決定します。

(7) 組織部会の継続課題

運動強化を中心に引き続き組織部会を開催し、財政運営の在り方や役員の賃金体系、職員の待遇改善などと協議します。

2 組織の拡大について

労働者が生活を守り労働条件を向上させていくためには、労働者が団結し、労働組合に結果していく以外に方法はありません。しかし、労働組合がこれ以上組織率を低下させ、全港湾も組織人員を減少していくと、労働組合全体の力量は大きく低下せざるを得ません。組織拡大、労働組合の拡大、組合員の増加は労働組合にとって極めて重要な課題で

- (1) 全港湾が労働運動の再生の先頭に立つという決意で組織拡大を取ります。
- (2) 港湾、倉庫、通運、海コン・トラック・バス労働者をはじめとして、建設、介護など様々な産業の労働者、派遣・パート労働者など非正規雇用労働者を含むすべての労働者を組織対象とします。
- (3) 組織拡大の体制
- (4) 地方・支部に組織拡大対策委員会を設置し、執行部はもろんのこと執行部以外の活動家や組合員を動員して組織拡大に取り組みます。
- (5) 組織拡大にあたっては、退職者の補充、企業内の未加入労働者、関連企業の労働者、仕事上関係のある労働者、地域の上部組織をもたない労働組合など重点を定めて計画的に組織拡大を図ります。
- (6) 労働相談から争議指導ができるオルグ活動家の養成を図ります。
- (7) 退職者に労働相談員などをお願いするなど、退職者や組合を退任した先輩との連携を含めて組織拡大に取り組みます。
- (8) 中央の組織部会では、組織拡大をすすめるにあたっての問題点の解決策や組織拡大の基本戦略など抜本的な検討をすすめます。
- (9) 通年的な組織拡大キャンペーンを取り組みます。組合員を参加させ、各支部で創意工夫した取り組みを企画します。
- (10) 事前協議制度、安定化協議会、全国港湾の位置付けなどを活用した上部組織を持たない労働組合への働きかけを行います。また、重点地域を設定して組織拡大に取り組みます。
- (11) 退職者の補充を協定している支部は少数です。大部分の支部は協定が取れていません。労働力減少といわれる今日の労働力の計画的な確保について労使協議し、作業要員と組合員の確保を取り組みます。
- (12) 共済活動のとりくみ
- (13) 相互扶助の精神に基づく自発的な福利厚生活動として全港湾の共済制度の取り組みをおこないます。全港湾の共済契約等に関する事務手続きは、組合員からの委任に基づいて全日本港湾労働組合が代行します。

づいて全日本港湾労働組合が代行します。この事務手続きに際して生じる費用相当額は、共済契約者に代わって全港湾から団体事務手数料として支払われます。また、共済契約に関する事務手続きを円滑にすすめるため、全港湾より必要最小限の範囲において個人情報の提供を受けます。

VIII 共闘の強化、国際連帯、政党との提携

1 全国港湾の強化

- (1) 全国港湾の強化については、全国港湾の単一化を基本としつつ、連合体強化をすすめます。
- (2) 全国港湾は連合会となり、規制緩和に対応するために文字通り全国の港湾労働者が総結集できる組織をめざしています。6大港と地方港のそれぞれの意見が反映できる組織体制、組織人員に比例した役員、代議員の割合などを基本に、組織が強化されるようにします。
- (3) 連合体の内容を充実させるために、交渉力を強化し、協定適用率を拡大し、協定を順守させる統制力を持たなければなりません。企業別運動の視点を払拭する努力をしていきます。
- (4) 2009年12月に結成された海員組合と全国港湾・港運同盟による日本海員港湾労働組合協議会(略称 海港労協)の運動強化をめざします。

2 交運労協の強化

- (1) 交運労協は政策要求を中心に活動しています。全港湾の方針を堅持しながら交運労協の運動に参加し、要求を前進させるとともに組織強化に努力します。
- (2) 交運労協とITF・JC(ITF加盟労働組合日本協議会)は2003年に統合しました。交運労協内のITF未加盟組合(全港湾を含む7組合)は、ひとつのITF加盟単位(MSG)を形成しました。引き続き、MSGとしての運動の前進と交運労協国際局とも協力して国際活動をすすめます。

3 その他の共闘組織

- (1) 海員組合との共闘は、FOC(便宜置籍船)、PSC(ポート・ステート・コントロール)をはじめ、POC(便宜港湾)の取り組みにおいて連携が重要ですが、全国港湾はFOCキャンペーンの取り組みの問題から、海員組合との共同行動を凍結していました。全国港湾連合会は、まずは、協議会の再開に向けた再構築が提案され、各地区港湾単位で協力を求めるなどして、関係修復に向けて努力をすすめています。FOC・POCキャンペーンの取り組みは、雇用闘争として重要な課題であり、引き続き、取り組みを進めます。

4 地域共闘

- (1) 地区労組織が解散せずに継続されているところは、地方・支部単位で、その運動を支持し、地域運動の発展に努力します。反基地、反戦平和運動に取り組む「平和運動センター」が組織されているところについても、その運動に積極的に取り組みます。
- (2) 春闘や中小労働運動など課題別に全港湾の方針と一致するものについては、地域共闘関係をつくりあげ、地域運動の強化に努力します。

5 民主団体との提携

- (1) 次の民主団体との提携を深め運動の強化に努力します。
- (2) フォーラム平和・人権・環境(平和フォーラム)、部落解放中央共闘会議、中央社会保障推進協議会、石綿対策全国連絡会議の運動

6 国際連帯の強化

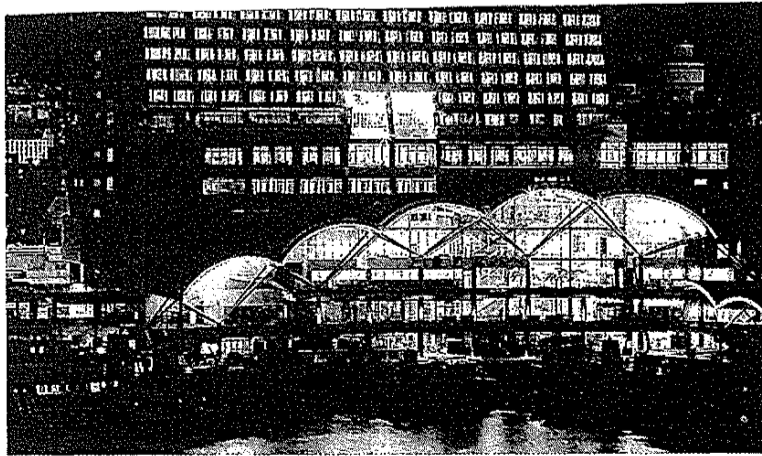
- (1) 新自由主義を世界規模へと導くグローバル化に対峙するために、労働者の国際的な連帯行動がますます重要になっています。とりわけ、規制緩和、民営化、カジアル化(日雇化)とたたかう港湾労働者の国際連帯を強化します。また、下記以外の新たな国際連帯については、中央執行委員会にて協議し、決定します。
- (2) ILWU(国際港湾倉庫労働組合)、MUA(オーストラリア海事労働組合)、MUNZ(ニュージーランド海事労働組合)をはじめアジア太平洋地域の港湾労働者の友好連帯を一層強化します。
- (3) 中国海員建設工会との友好連帯のために定期交流を継続します。
- (4) ITF(国際運輸労連)の活動に参加します。2019年秋に開催されるITF世界大会(シンガポール)に代表団参加します。
- (5) 全国港湾がおこなっている東アジア港湾労働者会議に参加します。
- (6) 若い活動家による国際交流を検討します。

7 政党との関係

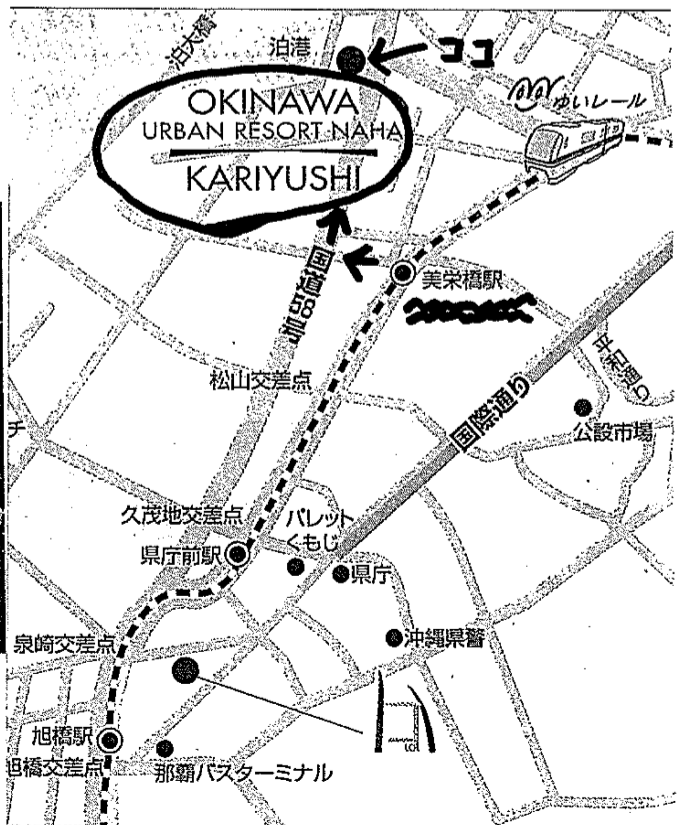
- (1) 全港湾は、反戦、平和、民主主義をもとめ、護憲ならびに民主運動をすすめるために、政党との関係は以下のとおりとします。
- (2) 全港湾は、課題別に全港湾の要求や方針が一致する政党と共闘します。
- (3) 選挙闘争は、日常闘争を大切にし、地方・支部ごとに全港湾の方針に一致する候補者を推薦し、たたかいます。

大会会場のご案内

「沖縄かりゆしアーバンリゾート・ナハ」
 交通：空港から「ゆいレール」に乗車、「美栄橋」駅で下車、徒歩15分程度
 またはタクシー利用



沖縄かりゆしアーバンリゾート・ナハ
 〒900-0016 沖縄県那覇市前島 3-25-1
 TEL(098) 860-2111 FAX(098) 860-2112



2018・19年度スローガン (案)

- 1 労働者の権利確立、雇用安定、賃金・労働条件の引き上げをたたかい、生活向上をはかろう
- 1 新自由主義にもとづく規制緩和に反対し、貧困をなくし、格差社会を是正しよう
- 1 平和憲法を護り、人権を奪う秘密保護法の廃止、集団的自衛権の行使を許さず「戦争法」を廃止しよう
- 1 辺野古新基地建設反対、日米安保条約を破棄し、米軍基地のない沖縄・日本を取り戻し、憲法9条にもとづき、対話による外交で世界の平和を確立しよう
- 1 原発再稼働反対、脱原発をはじめ自然エネルギーの活用と環境保護を取り組もう
- 1 企業の枠を越えた産業別運動を強化し、地域運動、国際運動と連帯し、中小企業労働者、非正規雇用労働者の立場から労働運動の再建をたたかおう
- 1 大衆路線にもとづいて職場闘争を強化し、活動家を育成し、組織の強化拡大を勝ち取ろう

以上

